

---

○議長（松崎剛忠君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

4日前にニュージーランドで大地震が発生し、多くの犠牲者が、そして、まだ連絡のとれない方もいらっしゃいます。一日も早い安否の確認と救出を望むものであります。

開会に先立ち報告いたします。

今井議員、吉野議員から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

会議に入ります前に皆様方にお知らせをいたします。

全国町村議会議長会の定期総会が去る2月9日に開催され、この総会において町村議会議員の自治功労表彰が行われ、本町の金杉とみ議員、和田和夫議員、丸 敏光議員の3名が自治功労表彰を受賞されました。

ただいまから、このはえある表彰の伝達式をとり行います。

事務局長に進行させます。

○議会事務局長（常泉秀雄君） それでは、議長の命により務めさせていただきます。

この表彰は、町議会議員として15年以上在職されまして、地方自治に特に功労があった議員の方々に贈呈されるものでございます。

金杉とみ議員、和田和夫議員、丸 敏光議員、恐れ入りますけれども、前のほうにお願いいたします。

まず初めに、金杉とみ議員、前へお願いします。

○議長（松崎剛忠君） 表彰状、千葉県長南町、金杉とみ殿。あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興・発展に寄与されたその功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成23年2月9日全国町村議会議長会会長、野村 弘。

おめでとうございます。

○議会事務局長（常泉秀雄君） 次に、和田和夫議員、前へお願いします。

○議長（松崎剛忠君） 表彰状、千葉県長南町、和田和夫殿。あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興・発展に寄与されたその功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成23年2月9日全国町村議会議長会会長、野村 弘。

おめでとうございます。

○議会事務局長（常泉秀雄君） 次に、丸 敏光議員、前へお願いします。

○議長（松崎剛忠君） 表彰状、千葉県長南町、丸 敏光殿。あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興・発展に寄与されたその功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成23年2月9日全国町村議会議長会会長、野村 弘。

おめでとうございます。

○議会事務局長（常泉秀雄君） 受賞された議員の皆様方、誠におめでとうございます。

それでは、ここで受賞された皆様一言ずつごあいさつをいただきたいと存じます。

初めに、金杉議員様、よろしくお願ひいたします。

○9番（金杉とみ君） 一言、御礼のごあいさつをさせていただきます。

ただいまは、本当にこの上もない名誉の賞状をちょうだいいたしました。これもひとえに町長さんをはじめ執行部の皆様方、そして、議会の方々、身に余る限りないご指導とご鞭撻を賜りましたおかげでございます。

今後は、健康の許す限り、少しでも何分の1でもご恩返しができるかどうかわかりませんが、努力してまいりたいと存じます。どうぞ今後とも何とぞご指導を賜りますように、心から感謝と御礼を申し上げまして、整いませんが、ごあいさついたします。ありがとうございました。

○議会事務局長（常泉秀雄君） 次に、和田議員さん、よろしくお祈りします。

○8番（和田和夫君） 表彰をいただきまして、一言あいさつをさせていただきます。

行政のことは何もわからない自分でしたけれども、町長さんをはじめ執行部の皆さん、また、職員の皆さん方からいろいろ教えていただいて、15年間議員を続けてくることができました。本当にありがとうございました。

これからは長南町発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほど、議員の皆さん方にもご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、整いませんが、あいさつにさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議会事務局長（常泉秀雄君） 次に、丸議員さん、お願いいたします。

○7番（丸 敏光君） ただいまは、全国町村議会議長会より自治功労賞という栄ある表彰状をいただきまして、まずもってお礼を申し上げます。

平成7年に皆様のおかげで当選させていただきました。当時は私のほかにもう一人同期がいましたが、いい思い出がたくさんあります。具体的に言いますと、ヨーロッパに旅行させていただいて、同室のその人が惜しくも1期で勇退されたということもありますが、いろいろな思い出がよみがえってまいっております。

この栄ある表彰状をいただいたにもかかわらず、地域振興のためにと議長さんが表彰状を手渡してくれましたけれども、さかのぼってみれば15年、今まで何をやってきたのかなというふうな反省をするのみでございます。しかしながら、振り返ってみれば短いと思いますが、逆に考えれば、15年よくやってこられたなというふうに思っておりますが、これも先ほど2名の受賞された方が言われたように、町長さんをはじめ役場職員の皆様方、また、議員の同志の方々、諸先輩の方々、本当にお世話になりました。

任期もあと2カ月とちょっとという残り任期になっておりますが、もしまたこの議場に帰ってこられたならば、地域振興という大きな言葉ではあらわせませんが、微力ながら町発展のために努力していくつもりでございますので、今後とも旧に倍するご指導とご鞭撻をよろしくお祈りしたいというふうな考えております。

非常に簡単で、まとまりませんが、お礼の言葉にかえさせていただきます。大変お世話になりました。

○議会事務局長（常泉秀雄君） 受賞されました議員の皆様方には、本当におめでとうございました。心よりお祝いを申し上げます。

以上で伝達式を終了させていただきます。

議員の皆様方には、席のほうにお戻りいただきたいと思っております。

○議長（松崎剛忠君） 受賞されました皆様には、誠にありがとうございました。今後とも地方自治発展のため、ますますご活躍をされますよう心からお祈り申し上げます。

開会に先立ち町長からあいさつがございます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

早いもので平成22年度も残すところ1カ月余りとなりましたが、各事務事業につきましては、計画に基づき、おおむね順調に推移し、年度末へ向け、最終仕上げの段階へ差ししかかっているところでございます。これもひとえに議員各位のご理解、ご協力のたまものと、改めて感謝申し上げます。

ただいまは、金杉議員、和田議員、丸議員におかれましては、町村議会議員として4期15年余りの長きにわたり、地方自治の振興・発展に貢献された功績が認められ、全国町村議会議長会自治功労表彰を受賞されましたこと、誠に喜ばしく、心からお祝い申し上げますとともに、今後さらに町政の進展、町民福祉増進に一層のご活躍を賜りますようお願いいたします。

さて、本定例会でございますが、条例の新規制定4件、一部事務組合の規約変更協議1件、条例の改正2件、道路線の変更1件、各会計の補正予算及び当初予算15件の計23件の議案を提案させていただいております。

条例の新規制定につきましては、地域農業を推進するための基金や過疎地域指定に伴う自立促進基金条例の制定など、また、一部改正では、国民健康保険条例の改正、一部事務組合の規約改正に係る協議、予算関連議案では、各会計における事務事業の精算に係る補正並びに先般の予算大綱におきましてご説明申し上げました平成23年度各会計の当初予算をお願いするものでございます。

なお、平成22年度一般会計補正予算では、総務費、農林水産業費及び土木費においてそれぞれ繰越明許費の設定をさせていただいているところでございますが、このうち、保育所木造園舎の補強事業並びに道路改良事業につきましては、きめ細かな臨時交付金を財源とするものでございます。

議員の皆様方におかれましては、よろしくご審議をいただき、全議案ご可決くださるようお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（松崎剛忠君） ただいまから平成23年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時14分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（松崎剛忠君） 本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（松崎剛忠君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎剛忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 金 杉 と み 君

10番 古 市 善 輝 君

を指名します。

---

### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎剛忠君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、丸 敏光君。

〔議会運営委員長 丸 敏光君登壇〕

○議会運営委員長（丸 敏光君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月17日に委員会を開催し、平成23年第1回定例会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定4件、一部事務組合に関する協議、条例の一部改正2件、道路線の変更、平成22年度の補正予算8件、平成23年度の各会計当初予算7件、計23議案が提出されているほか、発議の2件が議題とされます。

また、一般質問を3名の議員が行うことになっています。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日25日から3月4日までの8日間とすることに決定をいたしました。

なお、本定例会に提出されております平成23年度長南町一般会計予算については、その内容が複雑多岐にわたるため、特別委員会を設置して、これに付託して詳細に審査すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成23年第1回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（松崎剛忠君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

### ◎会期の決定

○議長（松崎剛忠君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日2月25日から3月4日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日2月25日から3月4日までの8日間と決定いたしました。

### ◎諸般の報告

○議長（松崎剛忠君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案23件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成22年11月分、12月分、平成23年1月分の例月出納検査結果及び長生郡市広域市町村圏組合議会の最終補正予算については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会について、広域連合議会議員の岩崎重良君から報告させます。

広域連合議会議員、岩崎重良君。

〔千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員 岩崎重良君登壇〕

○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員（岩崎重良君） 皆さん、おはようございます。

議長の方からご指名をいただきましたので、平成23年2月7日に開催されました平成23年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をいたします。

まず、新広域連合長の野田市長、根本 崇氏の紹介が行われました。

そして、会期を1日とすることが決定されました。

次に、副広域連合長の選任が提案され、東庄町長、岩田利雄氏の選任について同意をいたしました。

次に、条例の一部改正が提案され、広域連合職員の給与に関する条例の改正は、月例給及び期末、勤勉手当等の支給割合を県に準ずる改正を、広域連合後期高齢者医療に関する条例改正は、厚生労働省令の改正により引用条文に変更があったため、条文の整理を行いました。また、保険料の軽減措置について、平成23年度においても継続する旨の改正を行いました。後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正では、厚生労働省の参考例に準じて、基金の処分方法に関する規定の追加を行いました。

次に、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議は、館山市及び南房総市学校給食組合の解散に伴う規約の改正についての協議がなされ、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、平成22年度一般会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出予算の総額に22億9,001万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を44億7,315万円とするもので、主なものとしては、歳入では後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の増額を、歳出では臨時特例基金積立金の増額を計上したものです。

次に、平成22年度特別会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出予算の総額から3億3,853万4,000円を減額し、4,208億4,068万4,000円とするもので、主なものとしては、歳入では市町村の保険料負担金の減額、歳出では、高額介護合算療養費の執行見込み額が当初見込み額を下回ったことによる減額を計上したものです。

次に、平成23年度一般会計予算ですが、歳入歳出予算の総額はそれぞれ22億7,369万1,000円とし、前年比1億2,798万7,000円の増で、主な要因は、職員人件費の増額となっています。

次に、平成23年度特別会計予算ですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,372億6,237万6,000円とし、前年

比263億7,812万7,000円の増で、主な要因は、療養給付費の増額となっています。

審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、平成23年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告といたします。

平成23年2月25日、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員、岩崎重良。

以上でございます。

○議長（松崎剛忠君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（松崎剛忠君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 行政報告を1件いたします。

最近の不審火状況についてのご報告でございます。

今年は、例年になく異常乾燥注意報も長期間にわたり発令されていることもあって、1月29日の豊原地先の林野火災を皮切りに、休耕地や山林、原野などの荒れ地で原因不明の火災が、長生郡市管内で放火の疑いを含め63件と、多く発生しております。そのうち本町では、広域消防の発表によりますと10件発生しておりますが、幸いにも人家などへ影響する大火に至ることはございませんでした。

不審火が相次いで発生しているということもあって、町では、防災行政無線による啓発と昼の12時30分ごろから巡回パトロールを実施いたしました。また、広域消防署、地元消防団でも夜警、見回り等の特別警戒を実施していただいております。

茂原警察署では、県警より職員を増員し、上空からの監視を含め対処していただいておりますが、いまだ解決に至る具体的なものはなく、解決に至っておりません。

関係者の皆様のご苦勞に感謝するとともに、早期解決を願うところでございます。

以上でご報告と行政報告を終わります。

○議長（松崎剛忠君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎施政方針

○議長（松崎剛忠君） 日程第6、施政方針を行います。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） それでは、施政方針を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成23年第1回定例議会開会に当たり、平成23年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに先立ちまして、私の町政運営の基本的な考え方及び施策の概要につきまして所信の一端を申し上げます、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が昨年1月に4期目の町長として負託をいただき、早くも1年が過ぎましたが、思い描く将来像達成に

向け、さらにスピードアップし、全力を傾注し、取り組んでまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

そのためには、私自身が的確なかじ取りを行うことはもとより、議員各位をはじめ、町づくりの主役となる住民の皆様方の英知と地域力を結集し、長南町の総力を挙げての町づくりの推進が不可欠であると考えております。議員各位並びに町民皆様には、何とぞご支援、ご協力のほど、お願い申し上げます。

初めに、本町を取り巻く社会情勢を見ますと、平成21年9月の政権交代以降、やや景気の回復傾向は見られたものの、雇用情勢の悪化、デフレによる需要の低迷など、いまだ厳しい状況は続いています。

また、政府の公約であります税制改革、子ども手当の増額、後期高齢者医療制度の見直しなどが地方行政に与える影響は多大なものであり、その動向が気になるところでありますが、衆参両院のねじれ国会は続いており、いまだ不確定、不透明な状況となっております。

本町にあつては、つい先ごろ、国勢調査の中間報告値の公表がありました。平成22年の本町の人口は9,074人と、平成17年の人口に比べ750人減少し、昨年4月に過疎地域の指定以降も減少傾向は続いています。

そんな中でありますが、平成22年度におきましては、10年後の町の将来像を「自然が誇り、住むことが誇り、元気な町 長南」とした「第4次総合計画」を策定いたしました。社会情勢から財政的には厳しく、加えて人口は減少傾向にあり、町の規模は縮小傾向にありますが、これからの町づくりにおいては、大きさを競うのではなく、住民一人一人の幸せや豊かさを目指すことが必要であると考えております。

そのためには、本町の抱える大きな課題から小さな課題の解決に向けて、住民、議会、行政が一体となって取り組むことが何より大切であります。議会との緊密な協調のもとで、私自身も含め、職員が一丸となって額に汗し、第4次総合計画の将来像の実現を目指して、さまざまな施策を積極的に展開し、この長南町がさらに生き生きと元気で輝く町になるよう、住民、議会、行政が一体となって築き上げていく所存でございます。

このような考えのもと、本町の平成23年度の予算編成に当たっては、厳しい財政状況ではございましたが、一歩でも町の将来像の実現に向けて各分野の事業が着実に推進されるよう、町民の視点に立って、事業の必要性、重要性を検討するとともに、町民の生活に密着した施策を展開するため、効果的で効率的な事業執行となるための事業内容の精査や財源の確保に努めました。特に公債費水準が高く社会保障関係費の増大する中で、農業問題をはじめとした新規事業を展開するため、各種基金を抑制しつつ、過疎特例債及び臨時財政対策債の有効活用により対応することといたしました。22年度の当初予算と比較しますと、一般会計につきましては3億6,300万円増、比率として9.6%の増となりました。

それでは、23年度の重要施策の概要を申し上げます。

初めに、「健康で心の通う福祉の充実」であります。

まず、保健福祉施策については、保健センターを活用した総合的な健康管理事業を展開し、町民が健康で安心して暮らせる町づくりを推進します。特に、保健衛生事業につきましては、特定健診、特定保健指導の円滑な実施に努めてまいりますとともに、妊婦健診の公費負担、各種がんの検診、住民健診も引き続き実施し、町民の健康管理の充実を図るほか、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種などを実施し、子供の健康管理に努めてまいります。

次に、児童福祉については、少子化対策や子育て支援の一環として、延長保育や一時保育など次世代育成支

援計画に基づき、その内容の充実に努めてまいります。また、町単独の助成事業である出産祝金のほか、中学生までの子供医療費の助成事業も引き続き実施してまいります。

障害者福祉につきましては、重度障害者に対する医療費助成を行うほか、障害者自立支援法に基づき、障害者の皆様が身近に必要なサービスを受けながら暮らせるよう、引き続き支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢化率が31.7%に達し、今後もさらに上昇が見込まれることから、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防事業の充実に努めるとともに、要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で生活を継続できるよう、サービス内容の充実を図ってまいります。

なお、高齢者が社会生活を送る上で、利便性向上のため、65歳以上の高齢者を対象に、写真つき住民基本台帳カードの無料交付を実施いたします。

包括支援センターにつきましては、高齢者がいつまでも自立した生活ができるように、個々に合った介護予防プランを作成してまいります。また、町民の総合相談窓口として、子供から高齢者まで、子育てから介護まで、広い分野での相談業務に努めてまいります。

次に、社会福祉協議会につきましては、高齢者の生きがい対策としての「シルバー人材センター」、地域に根づく健康と活力ある「いきいきサロン」、ひきこもり予防対策として「高齢者和気あいあい事業」及び働く親を支援する「児童クラブの運営事業」や、社会福祉協議会の機能を十分生かしての介護サービス事業を実施しているところです。今後も高齢者福祉、地域福祉、児童福祉の充実を図るために、社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

介護保険事業につきましては、第4期介護保険事業計画では、最終年次を迎えます。平成23年度は、介護準備基金からの繰入金に加え、県の財政安定化基金貸付金の借り入れを見込みながら、安定的な運営に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者がいつでも安心して適切な医療を受けることができるよう、円滑な事業運営に努めるとともに、保険者に義務づけられた特定健診の受診率の向上を図ることで、生活習慣病の予防や改善に取り組んでまいります。また、患者負担の軽減や限りある医療費の有効利用を図るため、希望カードを配付して、ジェネリック医薬品の啓発・普及に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、その資格事務及び保険料徴収事務に万全を期すとともに、引き続き高齢者の健康管理のため、人間ドックへの助成を実施してまいります。

次に、「活力ある農・商・工業の育成」でございます。

本町の農業は稲作中心の農家が大半であり、米価の低迷が続く昨今、国の政策も一環した方向が見えてきておりません。そのような中、農業者を取り巻く状況は、高齢化、後継者不足、機械の老朽化等さまざまな理由から離農する農家が今後も予測されることから、引き続き営農推進を図ってまいります。

さて、私が提唱しております全農家参加型営農の推進につきましては、こうした担い手不足や就業者の高齢化、耕作放棄地の増大などの課題を解決する施策として打ち出しているものであります。農地の集積による生産性の向上、収益性の高い農業を目指し、元気な経営体を確立していこうとするものです。平成22年度はいろいろと紆余曲折はありましたが、ようやくその内容等について方針がまとまりました。

まず仮称ですが、農業支援センターを組織し、農用地の利用調整、作業受託の仲介・あっせん及び地域ごと



の営農組織の育成などを業務とし、耕作放棄地の解消と農地の環境保全に努めたいと考えております。なお、農地の集積に対しては、集積者の負担軽減を図るため、独自の上乗せ助成を検討してまいります。

また、地域農業推進基金の活用については、原則的には、地域ごとの各営農組織や大規模農家などが実施する施設整備の助成に充てる考えでありますが、現行の補助事業制度もうまく活用しながら、組織の拡充・強化に努め、長南町の将来農業ビジョンに向けて、効率的で生産性の高い農業を目指してまいります。

次に、農業生産基盤整備事業につきましては、平成22年度から進めております坂本利根里地区の基盤整備事業は、繰越事業を含めまして、平成23年度は一部面工事、排水工事及び換地計画の策定を予定しております。

なお、5年目の最終年度になります農地・水・環境保全対策事業につきましては、十分な効果が発揮されており、今後も地域ぐるみで農地や水を守る活動や環境保全に向けた環境活動が期待されることから、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、商工業の振興につきましては、商工会を中心に経営指導や各種イベント等を開催しており、商工業活性化に向けた支援を引き続き進めてまいります。

商店に対しましては、経営基盤の改善、安定、強化のための資金融資に対する利子補給制度により、魅力ある商店づくりの支援をしております。

観光の振興につきましては、町の観光促進のため、四季を通じての各種イベントを実施しております。春には「野見金公園」の桜、また、6月にはアジサイの花や「ほたる祭り」、さらに各生産組合が主催するイベント等を行っておりますが、それぞれの会場に駐車場がないことから、役場の駐車場を活用し、送迎バスを運行させるなど、工夫を凝らし、実施・支援してまいります。

また、夏の「花火大会」、秋の「農林業祭」等を引き続き実施することや、新聞、雑誌、ラジオ放送などあらゆる媒体を利用して町の魅力をPRすることで、交流人口をふやしてまいります。

各種観光施設等につきましては、今後とも維持管理を中心に、地域住民と協働のもと、新たな観光資源となるような草花・花木の植栽やイベントなども企画し、さらに相乗効果を高めていきたいと考えております。

次に、「自然を生かした生活基盤の整備」であります。

初めに、耐震対策については、平成22年4月に作成いたしました「長南町耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の戸建て住宅に対して、耐震診断経費の一部を助成してまいります。公共施設では、引き続き公民館、資料館の耐震診断を実施するなど、地震災害からとうとい生命を守るため、今後も住宅、建築物の耐震化を進めてまいります。

次に、道路関係については、首都圏中央連絡自動車道のうち茂原木更津間は、平成24年度を開通目標に、千葉国道事務所が事業を進めております。用地取得は千葉国道事務所が任意交渉及び土地収用法の手続を行った結果、平成22年12月末現在で、未買収地が残り2件、そのうち本町に1件となりました。この2件の用地協力がいただけない方に対して、国道交通省は、早期の用地取得のため、土地収用法の裁決申請、明け渡し裁決の申し立てを県収用委員会に提出し、受理されたと聞いております。工事の進捗ではありますが、本格的にインターチェンジの造成や笠森トンネル貫通に向けて、工事が着々と進められているところでございます。

続いて、東金茂原間でございますが、本町内の用地につきましては100%取得できており、この区間につきましても平成24年度を開通目標に、東日本高速道路株式会社が事業を進めております。今後も引き続き道路本

体の盛り土工事が進められ、須田、関原地区の町道にはボックスカルバート設置工事が行われております。

次に、茂原一宮道路（長生グリーンライン）については、圏央道の開通に合わせ、現在、国道409号線から圏央道茂原長南インターチェンジ約700メートルの区間が重点的に進められており、国道409号線千田交差点では、改良工事が完成したところでございます。

次に、町道関係につきましては、生活道路を中心に、今後は計画的に整備を図ってまいります。

また、橋の関係では、平成22年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕、かけかえを計画的に実施する予防保全型管理に努め、トータルコストの縮減に向けた橋梁の長寿命化実施計画について検討してまいります。

次に、不法投棄対策については、本年7月に地上デジタル放送への完全移行となる関係から、最近テレビの不法投棄が増加しております。移行後はさらに増加する可能性が高いことから、住民皆様の協力を得ながら監視体制を強化し、不法投棄を少なくしてまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみの関係でございますが、平成20年度の住民1人当たりのごみの排出量は、県内市町村のうち3番目に少ない町となっております。最終処分場の延命化のためにも、国・県で行っております施策の推進やごみの減量化機器への設置補助を行い、ごみの排出抑制に努めてまいります。

また、有害鳥獣による被害につきましては、平成22年度、イノシシによる水稲や野菜などの農作物被害が多く寄せられております。引き続き、箱わなや銃による捕獲と、耕作地への進入防止対策として電気さくの設定補助を行うなど、被害防止に取り組んでまいります。

次に、地上デジタル放送難視聴対策については、総務省から新たな難視聴区域として指定されている18地区に、無線共聴施設を建設し、地域格差の是正を図ってまいります。なお、建設期間は2カ年度を予定しており、平成23年度には、おおむね6割の施工を予定しております。

次に、巡回バスについては、運行から7年を経過し、定着してきたものの、近年、利用者は減少傾向にあります。現在の利用者の利便性は崩さず、新しい交通形態の概念を加味しながら、より多くの町民の皆様に利用していただけるよう実証実験をする中で、見直しを検討してまいります。

次に、ガス事業については、景気の低迷により、一般家庭用、工業用ともに販売量の伸びは期待できませんので、前年度より12万8,000立方メートルの減少を見込み、ガス供給量全体では742万立方メートルを予定しております。

収益的収入では、22年度と比べて2.2%の減、収益的支出では2.4%の減の予算編成とさせていただきましたが、年度末損益については、経費の削減を図る中で139万7,000円の利益を見込んでおります。

資本的収支では、引き続き安定したガスの供給に努めてまいります。保安対策上、白ガス管入れかえ工事を積極的に推進し、2020年度完了目標を前倒しで達成させるよう取り組んでまいります。

農業集落排水事業につきましては、引き続き接続率の向上を図るとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。なお、平成23年度も圏央道建設に伴う移設補償工事を予定しておりますので、この特別会計の予算規模は2億4,620万円となっております。また、施設建設後10年以上を経過していることから、修繕計画に沿って、随時実施してまいります。

次に、笠森霊園事業につきましては、平成23年度事業としては墓所通路暗渠工事、排水路改修工事を実施す

るため、22年度よりも5.5%増の6,860万円となりました。今後も墓所使用者への、より一層のサービス向上に努めてまいります。

次に、「人間性あふれる教育と文化の向上」であります。

まず、学校教育では、子供の個性を伸ばし、生きる力をはぐくむ教育に重点を置き、特色ある教育を進めてまいります。そのために、引き続き学習支援指導員を各小・中学校に配置し、学力の向上や個に応じたきめ細やかな教育の推進を継続してまいります。また、中学校におきましては、新たに国の交付金を活用し、各学年ごとにベテランの非常勤講師を配置し、生徒指導の面で、教育相談をはじめ、教職員と連携し、保護者への助言などを行ってまいります。

また、子供の夢を育む事業につきましても、事業の実施から15年が経過することから、総括し、新たな活性化を目指し、児童・生徒が目標を持ち、積極的に学習意欲・競争心をはぐくみ、団結力を高めるとともに、長南町の伝統工芸・文化の体験のための「キラリ輝く長南っ子事業」を創設したところでございます。

内容につきましては、全児童・生徒を対象に漢字検定の受検を推進することで、目標の設定、基礎学力の向上を目指します。また、保育園児から中学生までを対象に、演劇や音楽などの本物の芸術に触れる合同鑑賞会等により情緒教育の推進や、芝原人形・袖だこ・ベニバナ染め等、町の伝統工芸・文化を体験し、ふるさと長南のすばらしさを発見しようというものです。

また、平成23年度から小学校で完全実施される新学習指導要領による英語教育が導入されますが、これまでに町の単独事業として先進的に行われてきました国際理解教育は引き続き継続するとともに、中学生の海外交流研修事業、英語指導助手業務委託事業は、異文化理解やコミュニケーション能力の育成の観点からも継続し、これからますます重要性を増す英語活動や国際理解教育に対応してまいりたいと考えております。

次に、少子化の問題については、教育委員会では、現在の整備された施設・設備をフルに活用するとともに、少人数教育の徹底を図るとともに、連携用送迎バスの借り上げによる学校間連携授業や同年齢集団による授業などを町の強みとした教育を進めているところですが、さらに密度の深い異学年の連携授業を行い、充実を図ってまいります。

また、児童の少子化に伴う今後の小学校のあり方を検討していただいている学校適正規模検討委員会につきましては、引き続き調査・研究を進めていただき、平成23年度中には各小学校のあるべき方向性を見出してまいりたいと考えております。

給食事業につきましては、引き続き安全・安心で、栄養基準はもとより、児童・生徒の嗜好にこたえる給食を維持するとともに、栄養教諭による食育教育の推進を図ってまいります。

次に、社会教育関係については、少子化が進み、触れ合いが不足する中、子育て教育への支援、青少年の健全育成のための体験プログラムの実施、そして高齢者教室の開催等、幅広い年齢層の皆様が生きがいと楽しさを求めて、ともに学び、ともに楽しむ、より充実した生涯学習教育に積極的に取り組みます。

また、文化財の保護活動を進めるとともに、郷土資料館による郷土文化の普及、学習支援にも積極的に取り組みます。

体育・スポーツの振興では、町民が気軽にできるスポーツ活動の推進により、町民の健康づくりを応援し、スポーツ・文化活動の推進により、地域住民による相互交流を深めるとともに、地域リーダーとなる人材育

成・確保に努めてまいります。

次に、「行財政改革の推進」でございますけれども、平成21年度に策定した第4次行財政改革も3年目に入り、それぞれの施策の中で財政健全化に対する取り組みを進めております。

特に職員の定員管理につきましては、平成23年4月1日見込みですが、計画人数では140人のところ、実績では134人となり、計画以上の達成状況となります。また、新しい町づくりの仕組みづくりでは、出前講座、よくわかる予算書などを通じて、町の情報公開に努めてまいります。

「役場が変われば町が変わる」は、この行財政改革を推進するスローガンとしておりますが、平成23年度は、もっと大胆に、積極的に町を変えていく必要があります。職員一人一人が、現状の行政課題に対し危機感を持って、自らの問題としてとらえ、改革意識、意欲を持って取り組むように進めてまいります。

次に、協働推進については、協働を進めることは長南町の町づくりにとって必要不可欠であるとの視点に立ち、協働を推進する部門を設置し、ボランティアの育成、組織づくりを実施してまいりました。青パトによる防犯パトロール事業については、多くのボランティアの参加をいただき実施しておりますが、平成23年4月からは、商工会へとその輪が広がりを見せつつあります。こうした広がりが地域を育て、地域の課題を解決していくものだと思っております。今後も、限らない地域の力を引き出す原動力としての協働を推進していこうと思っております。

次に、町税関係についてでございますけれども、長引く景気の低迷と雇用環境の悪化などにより、行政運営の基本財源である町税の確保・徴収は非常に厳しい状況にあります。適正課税、公平負担の立場から、未納解消に積極的に取り組んでまいります。また、固定資産については、次年度の評価がえに向けて土地評価事務を進めてまいります。

以上、平成23年度を迎えるに当たり、町政に関する私の基本姿勢並びに当初予算の主要な施策につき申し上げます。

極めて深刻な財政状況の中で、財政の立て直しを図りつつ、町民の皆様のさまざまなニーズに対して効果的・効率的に事業を展開し、安全・安心で活力と希望の持てる町づくりを推進することが肝要であると考えております。10年後の長南町をしっかりと見据え、総合計画の実現に向けて邁進してまいります。

町民皆様の深いご理解、ご協力をいただきますとともに、議員皆様の格段のご指導、ご協力を心からお願い申し上げます。平成23年度の所信の一端とさせていただきます。

以上、ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（松崎剛忠君） これで施政方針は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時20分を予定しております。

(午前10時06分)

---

○議長（松崎剛忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時21分)

---

## ◎一般質問

○議長（松崎剛忠君） 日程第7、一般質問を行います。

質問者及び答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことには答弁されませんので、ご了承願います。

通告順に発言を許します。

---

#### ◇ 金 杉 と み 君

○議長（松崎剛忠君） 初めに、9番、金杉とみ君。

〔9番 金杉とみ君登壇〕

○9番（金杉とみ君） 改めまして、皆様おはようございます。

ただいま議長さんよりお許しをいただきました9番、金杉でございます。

これより質問に入らせていただきますが、過日、平成23年度よりの3カ年実施計画書並びに長南町第4次総合計画書をお届けいただきました。執行部のご苦勞に対しまして感謝申し上げます。

その総合計画にも、「災害は、いつどんな形で襲いかかってくるかわからない。自分たちの町は自分たちで守るという強い連携意識のもと」と記されております。ついに22日にニュージーランドの南東で発生しました直下型地震では、日本人の多数の被災が報告されておまして、一刻も早い全員の救出を願うものでございます。

では、1点目の商店街の防災についての長柄大多喜線、長南商店街区間の防災についてお伺いいたします。

これは、商店街区間のみではなく、全町の問題でございますが、ただいま申し上げたように、現在、世界的に多発している自然災害の想像を絶する規模の大きさに驚くばかりでございます。しかし、その発生は、だれにも予測不可能であり、ある以上、備えに対して決しておろそかにはできないと思うのでございます。

過日、町商店街の中心街に、その他火災が発生。直ちに現場の確認をと、自転車で飛び出したのですが、私は茫然として立ちどまり、そして立ちすくみました。その状況は、上り下りもびっしり詰まって、車間距離も全くなく、したがってバックは不能、前進もちろん不可能、方向転換はなおさら不可能で、後続の消防車も直ちに活動できぬ状態でした。

本町は、城下町の宿命と申しましょうか、長柄大多喜線のみ的一本道路であり、以前から私は迂回道の整備を望んでいた次第でございます。不幸中の幸いと申しましょうか、当日の渋滞は比較的短時間で解消され、住宅火災や自然災害時の大混乱を考えたとき、恐ろしい状況に陥るのではないかと、消防活動もままならず、ガソリンに引火、人命はどうするのか、車両の誘導をするにも方向転換不能となれば、まず進入をとめる以外はないと脳裏に強く焼きついたのでございます。

まず、国道409号からの進入口。2点目、報恩寺橋地点あるいは長南聖苑入り口の利根里入り口地点。なぜかと申しますと、利根里入り口で進入禁止をすれば、渋滞が続き、郵便局側からも無理でありますし、小湊側からでも進入は無理でございます。その長南26号線には、認知症の施設があるからでございます。次の3地点目は、茗荷沢十字路。いずれも迂回路のある地点でございます。必ず迂回路を明記した上、進入禁止の看板を準備する以外、被害を最小限に食いとめることは絶対に不可能と考えます。

いつ発生するか、あるいはしないか、その予測は全く不可能。しかし、予測不可能であるからこそ、準備を

怠ってはならないと思うのです。通常は必要ではない。しかし、早急に必要とする時点で、短時間に3カ所、立て看板を設置する方法、難しいからとして先送りは許されず、3カ年実施計画の最優先課題としてご計画くださるかのお考えをお伺いいたします。

次に、自主防災組織について。

第4次計画書にも発表しておりますが、「自分たちの町は自分たちで守るという強い連携意識で、安心・安全な地域防災組織」としておりますが、前にも述べましたような渋滞では、いかに優秀な消防体制であっても安心・安全とは申せません。消防の活動に支障のないような体制が求められますが、組織の具体的な計画内容をお伺いさせていただきます。

これは要望でございますが、進入車両の誘導についてでございます。

消防活動に支障のなきよう誘導せねばならない場合があると思っておりますが、可能な道路は長南小学校裏の道のみであり、早い段階であれば国道方面への一方通行が可能か否か、ご検討をお願いします。これは要望といたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお伺いいたします。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 9番、金杉議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

件名としましては2件で、商店街の防災について、また、自主防災組織についてということでございます。要旨もそれぞれ1点ずつでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、県道長柄大多喜線の車両進入規制についてでございますけれども、災害発生時には、通常車両の通行に加え、緊急車両の出勤により道路が混雑することは、町なかに限らず、あらゆる場所で想定されます。ご質問の3カ所の交通規制、車両進入禁止ですか、そういった規制についてということでございますが、その区域が広範囲で、多くの町民生活を制約し、支障を来すことなどの問題から、通行どめにするのは非常に難しいと思っております。

建物火災や大規模災害等、そのときの火災の規模、消火活動や救助活動などに支障がある場合、あるいは風向きなどの自然状況等を考慮する中で、片側通行あるいは最小限度の通行どめなどを警察署あるいは消防署などが協議して、現場での判断により、必要に応じて交通規制を行うというのが一般的でございます。

ご質問の火災現場において交通渋滞もございましたが、警察署員はもちろんのこと、消防署員や消防団員にご協力をいただき、片側通行をする際などの交通誘導を実施していただいているところでございます。今後も引き続いて、警察、消防署、消防団が現場で連絡を密にして、災害等による影響、交通渋滞等を最小限に食い止めることができるように町としては要望していくというようなことで、ひとつご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の自主防災の組織についての具体的な内容ということでございますけれども、自分の町は自分で守るという大原則、また、阪神・淡路大震災時に最大の効果が発揮されたのは地域住民による活動であったことから、各地域に自主防災組織が必要不可欠であるとして、町では設立に向け、推進しております。自主防

災組織の取り組み内容は、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練への参加、あるいは災害時にそれぞれが役割を分担し、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集などを行うものであって、平常時の中で備えていくことが災害を最小限に抑え、効果的であるとして進めています。

町といたしましては、平成21年度から行政区等を単位とした自主防災組織に資機材等の購入及び活動費の一部を助成する中で推進しているところではありますが、組織の設立までに至っていないのが実情でございます。今後は、設立の第一歩として、まず集落単位の小さな組織での設立を目指し、そこから行政区単位等へ輪を広げていただけるよう働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎剛忠君） 9番、金杉とみ君。

○9番（金杉とみ君） 再質問させていただきます。

私は、先日、2月15日、西消防署に伺ってまいりました。そうしまして、進入車両の大渋滞により前進もバックも不可能、そして道幅も狭く、消防活動がままならず、場所によっては車にかぎをかけて車から離れてしまう者さえあると、こういうことなんです。この間ではないんですが、場所によってはそういうことが起きるといふ元吉署長様のお話でした。

交通規制は、現状では先ほど町長様がおっしゃったように、警察、消防、そして協議をした上で規制をするということですが、規制する前に入ってしまうんですね。進入禁止をする前にどんどん進入して、私は自転車で出たんですが、とても自転車では通れませんので、空き地にそっと置かしてもらいまして、徒歩で最後尾はどの辺までかと思って歩いたんですが、とても歩き切れませんでした。そして、そういう渋滞が詰まってしまったら、消防としては、警察に一刻も早く早くとお電話をしてお願ひするんだそうですけれども、お願ひして到着するまでの10分とか15分とか、かかるわけですね。その間にどんどん詰まって、地形が農村地帯でしたらたくさん道路もありますし、誘導するところもあるでしょうけれども、この町なかの、城下町の一本道路ということの特殊な事情をかんがみたときに、誘導できる場所もない、小学校側の裏の道路も狭くて、この間、課長さんがおっしゃるには、すれ違いができないから、それは無理でしょうとおっしゃいましたけれども、早い段階でもし誘導できれば国道方面に誘導することができますけれども、詰まった状態では、道路が狭いから消防車が方向転換もできない状態なんですね、見ていますと。

ですから、そういうことも含めまして、署長さんにお話を伺いましたら、私のほうからはなかなか警察には要求できないけれども、自治体側から声を出していただいて、そして自治体、それから消防、警察、三者で会談をしていただいて、できるだけ最小限に食いとめる方法はないか協議をしていただければありがたいと、もう本当にじくじたる思いでいらっしゃるようでした。

それから、翌日、16日に茂原警察に行つてまいりました。茂原警察署の交通規制課というところで対応してくださいまして、大変親切に対応してくださいまして感謝しておりますが、千葉県警の課長様が説明してくださいました。ですから、長南町は城下町の宿命とも言える一本道路で、誘導も不可能な独特な地形を考慮していただきまして、何とか善処していただきたいとお願ひいたしました。その場の状況で今まで判断してやってきたのでありますが、その間に大渋滞が始まって、大災害があったら、その詰まった車に引火した場合、大問題が起きる。人命はどうなるかと申し上げましたら、やはり私のほうからのお願ひはできないけれども、自治

体側から要請があれば三者の会談、それから自主防災についてのお話等お伺いしますとおっしゃってくださいましたので、町長さんにお伺いしますが、三者会談に対してどのようにお考えくださるかをお伺いいたします。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 再質問はできるだけ担当にと思ったんですが、ちょっと難しい問題ですから、私のほうから。

今、金杉議員さんが私に求めていることは、消防署あるいは警察へ伺ったと。ご相談、お話し合いをされたとき、自治体、要するに町から要請があれば当たると、このようなことであったから、藤見はどういうふうに考えるんだと、こういうご質問でよろしゅうございますか。

○9番（金杉とみ君） はい。

○町長（藤見昌弘君） これは非常に難しいですね。この間の1件を例にとりましょう。町が通報を受けて、町が出向くまでには、もう混雑は始まっています。お近くの金杉さんが知って、行って込んでいたというんですから、町が、私が出て行って現場を確認してお願いする、混雑が終わった時点でやっと町がお願いするような時間差が出ると思います。これは災害ですから、起こることは予期していませんから。起こってからのことは、混雑、混乱が防げないと。

これは、立場はわかりますよ。消防署も警察も役場がそう言うてくれればやるというけれども、これは、役場としては、じゃ、そうしますと、胸を張ったお答えはちょっとできないと。役場が知る前にもう、また、現場を確認する前に混雑は相当なものになって、この間も金杉さんが近くで行ってみるとき、もう既に入らなかったという状態ですから、そういう状態ですので。ですから、ふだんの警察あるいは消防署、消防署はこれはまた広域でやっているんですから、一つのものと同じような形ですから、これはお願いできますけれども、ただ、ふだんの日常生活の中でそういうときには、消防署あるいは警察のほうで、現場を見て適切な処理をしてくださいというお願いはできますけれども、その箇所箇所でするとき、こうしましょうというお願いは自治体でもちょっと皆さんに褒められるような、おお、よくやってくれた、よかったというように褒められるような要請は、ちょっとそういった災害では、私は無理が伴うのではないかと思います。

ただ、ふだんのお話し合いの中で、あるいは打ち合わせの中では、そういうとき、できるだけ早くとめてください、あるいは処置をしてくださいというお願いはしていきたいと、このように考えています。災害のそのとき、こうだというときをお願いするというのは、お願いはしますけれども、しても、するときにはもう事が終わってしまったような状態だと思うんですよ、この間のようなときは。ですから、その辺がそれぞれ立場立場があるんですから、町がお願いすればということですけども、非常に至難なことだと私は考えます。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 9番、金杉とみ君。

○9番（金杉とみ君） 私が言葉足らずだったと思ひまして、町長さんがちょっと混同していらっしゃると思うんですが、発生してからじゃなくて、事前の対応なんですね。事前に三者で会談していただけるかどうかということをお願いしたんです。そしてそのときには、早急にしなければならない問題ですから、看板を事前に許可をいただいってつくっておいて、準備しておいて、いざというときには自主防災か何かの方たちで、直ちに



設置すると、こういうことをお願いしたんですが、ちょっと私の言葉足らずだったと思います。おわびいたします。事前の話でございますので、お願いをいたします。

○議長（松崎剛忠君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） わかりました。そういったことでお願いはいたしますけれども、ただ、私としては残念なことは、消防署も立派です、警察も立派です、町がそう言ってくればと言いますけれども、それは消防も警察もいわゆる義務なんです。こっちから言わなくたってやるのが義務なんです。町から要請があればということであつたとするならば、非常に残念です。また機会を見て、その辺は怒らず、頭を下げてお願いをしておきます。

以上であります。

○9番（金杉とみ君） ぜひお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（松崎剛忠君） よろしいですか。

○9番（金杉とみ君） はい。

○議長（松崎剛忠君） これで、9番、金杉とみ君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 和田和夫君

○議長（松崎剛忠君） 次に、8番、和田和夫君。

〔8番 和田和夫君登壇〕

○8番（和田和夫君） 日本共産党の和田和夫です。

議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

最初に、医療・福祉について。

そのうちの1つ目は、九十九里地域医療センターへの支援についてです。

東金市と九十九里町が進めている九十九里地域医療センターに設けられる予定の三次救急医療を行うための救命救急センターへの運営費支援について、千葉県、東金市、九十九里町が近隣自治体に支援を要請しているとのことです。支援の内容は、赤字の半分は九十九里地域医療センターと東金市、九十九里町が負担をし、残りをセンターを利用する患者数の率に応じて周辺市町村に負担してもらうということです。支援の要請にはだれとだれが来られ、要請の内容はどのようなものでしたか、お答えください。

新聞報道によれば、椎名山武市長は、「1市1町と県が推進しており、一切かかわっておらず、必要なら県が支援をするのが筋だ。しかし、医療圏の全市町村が合意すれば応分の負担はする」、田中茂原市長は、「茂原市は財政再建中であり、負担要請には応じられない」、御園生睦沢町町長は、「まず公立長生病院の充実を優先させたい」と答えています。町長は、支援についてどのような考えでしょうか、お答えください。

支援の要請の対象から同じ医療圏の夷隅郡市が除かれています。千葉県は、医療圏の再編を行い、わざわざ山武、長生、夷隅郡市にしてきた経過があり、夷隅郡市を外すことは場当たりすぎないと思いますが、いかがお考えでしょうか、お答えください。

2つ目は、高額介護合算療養費等の支給申請についてです。

高額介護合算療養費等支給申請書は、高齢者が自分でどのように記入すればよいのかわからず、大変な書類

となっています。委任状もありますが、委任状には後期高齢者医療費保険者番号、介護保険被保険者番号の記入が必要で、家族などが申請を行うには、土日は役場が休みのため、会社を休まなければだめです。また、申請書は、ここだけ記入すればよいとしてありますが、記入欄も狭く、書きにくくなっています。通帳と印鑑を持って申請に役場に行けば記入してくれ、自筆で署名をするだけにして、事務手続を簡単にするようにしたらどうでしょうか。千葉県広域連合の臨時特例基金条例6条の4には、「きめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費の財源に充てる場合」となっているので、活用して、その経費をもらうようにすればと考えますが、お答えください。

3番目は、後期高齢者の健診についてであります。

広域連合決算の健康診査費で4億2,000万円の不用額が出て、千葉県全体の健診率も25%と低いです。健診率が高いのは流山市の52.1%、袖ヶ浦市、船橋市、浦安市が30から40%、その一方、健診率の低い順番は、上から市原市、銚子市、茂原市、長南町で、3.42%から5.76%となっています。長南町の後期高齢者の受診率が低いのは、受診できない状況になっているのではないのでしょうか、お答えください。

大きな2番目の小学校の外国語活動についてです。

学習指導要領が改正され、4月から小学校の5、6年生は外国語活動が必修となり、年間35時間は学ぶこととなります。外国語活動は、英語になれ、頭で理解するのではなく、実際にいろいろなものに触れて、活動を通じて体験的に学ぶことが求められ、いわゆる勉強は中学生になってからでよく、小学生のうちは体験を積むこととなっています。英単語を覚えたり文法を学んだりするのではなく、あくまでもなれ親しむのであって、覚えることは求められていません。

長南町では、国際理解に関する学習の一環として小学校で外国語活動を現在行っていますので、現状がどうなっているか、お答えください。また、英語ノートを活用するというふうにあります、どのように使用される予定ですか、お答えください。また、外国語活動について、必修と教科との違いについてもあわせてお答えください。そして、だれが英語を教え、教える人は日本語も英語も話せる人でしょうか。子供たちとのコミュニケーションはどうとっていきますか、お答えください。担任や学校側がALTに直接指示を行うと、労働者派遣法に触れることとなります。担任との連携はどうなりますか。

小学校英語に関する基本調査結果を、ベネッセ教育研究開発センターが先日発表しました。「英語活動を指導する自信がありますか」については、「余り・全く自信がない」が68.1%、また、62%の教員は「指導に負担を感じている」と答えています。担任の負担がふえると思いますが、先生に任せきりでよいのでしょうか。校内研修、町全体での交流・研修はどうされますか、お答えください。

柏市では、ALTとの派遣契約が偽装請負と認定されました。労働者派遣法に抵触しないようにできますか。あわせて、契約する会社との間で、契約書や仕様書に労働基準法、最低賃金法、健康保険など、労働関係法令の遵守を明示されない場合は解除できるなどの条項を入れることが必要と考えますが、いかがでしょうか。また、社会保険、労働保険の加入についても確認をとるように考えますが、どうでしょうか、お答えください。

以上で質問を終わります。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 8番、和田議員さんの質問に答えたいと思います。

件名2点目の小学校の外国語活動については、教育長のほうから答弁させますので、ひとつよろしく願い  
いたしたいと思います。

私のほうからは、件名の医療・福祉について、そして、3点ほどございますので、お答えをしたいと思います。

まず、1点目の九十九里地域医療センターへの負担金についてということでございます。

この救命救急センター運営費の支援要請については、いつももらったんだ、どうだったということなんです、  
2月3日午後、東金市から八田副市長と古川政策調整監、それと、県から健康福祉課の政策課長の長井という  
3名の方が、うちのほうの副町長のところへ来ております。

要請内容でございますが、東金九十九里地域医療センターに併設する救命救急センターにつきましては、設  
置主体となる東金市及び九十九里町が効率的・効果的な運営に努めるとともに、特別交付税による財政措置等  
が予定されていますが、現在の収支推計では、計画どおりの経営が行われたとしても、年間1億円程度の収入  
不足が見込まれるんだそうです。そこで、この救命救急センターは、地域の救急医療の拠点として、東金市及  
び九十九里町だけでなく、広く地域全体の救急医療のニーズにこたえるものであることから、当該収入不足に  
ついては、東金市及び九十九里町と周辺市町村で、ともに支えていただきたいとのことであったそうです。で  
すから、2月3日に来たときにはそういうことであったと。

財政支援を要請する考え方につきましては、救命救急センターは東金市、九十九里町以外の重篤救急患者も  
受け入れることなどを踏まえ、三次救急医療に対する財政支援として、利用した団体がその利用率に基づいて  
財政支援するという考え方だそうです。具体的には、救命救急センターの開設後、年度ごとの実績により収入  
不足が出た場合、その2分の1は医療センターの設置主体となる東金市及び九十九里町が負担しますが、残り  
2分の1については、周辺市町村にその利用率に基づいて財政支援をお願いしたいということです。

私としましては、平成21年第4回定例会、12月18日の和田さんの一般質問に、このときやっぱり負担するか  
という質問があったんですけども、そのときも確か負担はしないということでしております。それで、いず  
れにいたしましてもこの関係については、東金市長あるいは山武の首長6人、私どもは茂原も入れて7人との  
会合も持ちました、茂原市で。その際も、建設についてはお話は伺いましたが、負担のことは全然出ておりま  
せん。また、石橋県議を中心としたものが、広域の管理棟において、やっぱり関係者を寄せましてセミナーの  
ようなものを開いて、こういう形のものをつくるんだというお話が出たんです。費用負担のことは一切出てお  
りません。ただ、私が費用負担を知ったのは、せんだって長井健康福祉政策課長が負担をしてもらおうようなこ  
とを答弁しているんですね。それで初めて知って、これはもう大変なことだということで。1回であるなら  
いいんですが、2回も答弁をしております、たしか。そういったことで、初めてその際、負担を求めるんだな  
ということがわかったというのが実情でございます。

私としては、また再質をするでしょうから再質で答えますけれども、基本的には払うつもりはございません。  
ただ、私だけではございません。この前の和田さんの一般質問にも答えております。あの折も、これは郡内が  
統一した意見でございます。私が長南の藤見が答えているのも、7人の首長が理解し合っただけのお答えでござい

ますから、そういったことをご理解いただければ。現在もそういった方向でございます。そういったことで、払うつもりはないということをご理解いただきたいと思います。

ただ、ほかの地域にも、今の東金の救急救命センターのようなものをちょっと都市部のほうへしていますけれども、それに対しても県がやっぱり負担を願うというような言い方をしています。そういったことを双方いろいろ考えますと、これは話し合っていく中で、長南だけが、いや、払わないということは、私は考えていません。皆さんで払おうと、それが適当だということであれば、皆さんに理解を得る中でお支払いをしていきたい、払うのもやむを得ないとしております。

それと、夷隅のほうにはお聞きしたかということで、県のほうもまだ言っていないよだということの関係については、照会しましたところ、県ではちょっとわからなかったそうですけれども、東金のほうでは3月中に夷隅のほうへお願いに行くということでございます。ですから、首長に来ないで、みんな7つの町村の副町長、副市長に行っているんですよ。その辺もおかしいです。首長のところへ来られないんですから。その辺でひとつご理解いただきたいと思います。

それと、2点目の高額介護合算療養費等の支給についてでございますが、現在、高額介護合算療養費等支給申請に当たりましては、和田さんが希望しておられるとおり、高齢者の方でも簡単に申請できるように、必要事項は後期高齢者医療広域連合から既に記入されておりまして、支給される金額の振込先と住所、氏名、電話番号を記入し、押印するだけとなっております。

しかし、住所、氏名、電話番号の記入欄が狭くて、高齢者の方が記入するには適当でないかもしれませんので、機会がありましたら、広域連合へ記入スペースの改善を要望したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の後期高齢者の健診についてのご質問ですが、この健診におきましては、平成20年度から町が千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、国保の特定健康診査と同時に実施しております。

受診率でございますが、平成21年度で5.76%、22年度において心電図検査等の上乗せ健診を実施しましたところ、7.25%と、多少ですが受診率が上昇しております。この受診率の分母になる対象者は、後期高齢者医療の被保険者の総数となっていることから小さな数値となっておりますが、本町におきましては、治療中の方を除いた希望者を対象者としてとらえております。この希望者を分母に置きかえますと、平成21年度で56.04%、平成22年度では78.89%の受診率となります。

後期高齢者への健康診査は、生活習慣の改善を行うことで、疾病を予防するというより、本人に合った生活の質の確保や介護予防が重要になると言われておりますが、糖尿病等の生活習慣病の早期発見のための健康診査は、40歳から74歳までの方と同様に重要であり、より多くの方に受診していただきたいと考えております。

そこで、平成23年度においては既に昨年度と同様の希望調査を終了していることから、平成24年度においては受診対象者の考え方を含めて検討した上で、受診率の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

答弁を終わらせていただきます。

○議長（松崎剛忠君） 次に、教育長、片岡義之君。

〔教育長 片岡義之君登壇〕

○教育長（片岡義之君） それでは、8番、和田議員さんの小学校の外国語活動についてのご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問は、大きく小学校5、6年生の外国語活動の必修について、教え方について、英語講師の雇用についての3点あったかと思いますが、まず初めに、小学校5、6年生の外国語活動の必修についてお答えをします。

小学校5、6年生の外国語活動につきましては、平成21年度、22年度と2年間の移行期間を経まして、平成23年度より完全実施になります。長南町の小学校では、この移行期間の2年間で完全実施の先取りにとらえまして、講師の配置等、町の配慮をいただく中で、学習指導要領に示されている週1時間を実施してまいりました。

授業の取り組みの方法としましては、平成21年度は、これまでの国際理解教育指導講師の指導方法を参考に、担任を中心に講師の助けを受けながら授業を行い、授業後に講師委託業者と改善点等について話し合いを設けながら進めてまいりました。そのため、平成22年度は、担任教師も大分なれまして、十分とまではいかないまでも、ある程度スムーズに授業が展開できるようになってきています。

平成23年度からは、この外国語活動は、学習指導要領の中に目標として「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」と示されております。そこで、他の教科と同様に扱われ、そのために評価も行われます。評価の方法は、コミュニケーションへの関心・意欲・態度、外国語へのなれ親しみ、そして、言語や文化に関する気づきの3つの観点について、他の教科と違いますが、言葉のみによる評価になります。また、英語ノートにつきましては、今まで使っていた教科書とはちょっと違いますが、書き込みのできる教科書を他の教科書と同様に扱います。年間指導計画に沿って指導していきます。

次に、2点目の教え方についてでございますが、だれが教えるかということですが、小学校5、6年生の外国語活動につきましては、正式に教科としての扱いになりましたので、担任教師が英語講師と連携して指導することになりますので、英語講師は、今年度と同じように担任教師の補助的な立場で指導していくことになります。また、子供たちとのコミュニケーションにつきましては、指導の主となる担任がとりますが、英語講師も日本語が話せますし、理解もできる講師ですので、その辺は支障ないものと考えています。

業務委託のため、担任や学校側が講師に直接指示できない点につきましては、事前の打ち合わせによる指示書により、指導計画だとか教育内容を提示してありますので、適切な指導ができるものと考えておりますが、改善が必要な場合は、委託業者の責任者を通して講師に知らせていただくことになります。

また、研修につきましては、当然十分な取り組みをしていくためには、他の教科と同じように研修が必要になりますけれども、既に小学校の担任教師は、全員、今回の外国語活動の指導のための研修を受けております。しかし、今後とも、十分ではありませんので、不安を感じている教師も先ほどの質問にもありましたけれども、あるようでありますので、今後とも千葉県教育委員会等の主催による研修に積極的に参加をしたり、また、さらに他の教科と同じように、各学校でも英語の指導主事等を招きながら、自主的な研修も行っていきたいとい

うふうに考えております。

最後に、3点目の英語講師の雇用についてですが、雇用の形態につきましては、今までどおり委託契約により、担任教師が中心になり授業を進めますし、指導内容・指導計画をあらかじめ委託側に提示し、英語講師には直接指示等を行わないように学校側にも指導しております。今後も法に触れないように対応していきたいと考えております。

英語指導助手業務、いわゆるALTと言っているものですが、3年から6年までを担当する講師と、長南町は保育園児から小学校2年までを担当する国際理解教育指導業務の講師と2人いますけれども、その委託契約につきましては、委託業者と労働者である講師との間で労働保険及び就業規則等を遵守していると伺っております。今年度は契約書や仕様書に明示されておりませんでした。来年度の契約の際には、必要に応じて契約書や仕様書にも明示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（松崎剛忠君） 8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 最初に、九十九里の医療センターなんですけれども、突然、私なんかからすれば、いろいろな立てる計画とか三次救急まで含めてやるという中の計画が、当初出されてきたときには、何もその内容をどうするかという説明がなくて、計算していったら赤字になるということからの要請だと思うんです。

それはそうじゃなくて、三次救急をやるんだからということだと思うんですけれども、じゃ、この先もずっとやはり赤字が続くという見通しなのかどうかということが一つある。経営状態はどういうふうにそれで考えておられるのかなと。1回お金を出せば、そのまま2分の1ということで、赤字の枠が広がれば広がるほど負担がふえてくるのではないのか。

それから、そのこととあわせて、じゃ、三次救急医療は県が責任を負うはずなんですけれども、そのことに対して千葉県がどういうふうにその負担などについて考えておられるのかというのは、資料というのは今のところ出されていないのではないのかな、そういうふうに思うんですね。ただ、今の計算した場合の赤字分、1億円の半分をとということで、あれなんですけれどもね。それが財政的にどうなるかというのが1つの問題。

それから、2つ目は、考え方の問題なんですけれども、それぞれ行政の間でのルールといいますか、物事をきちんと進めていく上でのルールをやっぱり逸脱しているんじゃないか。順序が逆でしょうという。きちんと相談してもらえて、三次医療をどうしますかということで話になってきて、じゃ、要請なり支援というふうになるんだよね。

それから、3つ目の問題は、じゃ、先ほどお話ししたんですけれども、それぞれ首長さんの考え方も、これから協議していくというあれなんですけれども、実際の問題として、さっきお話ししたように、山武の市長が新聞記者の質問に答えて、全部合意しなければやらないと言っているし、夷隅郡市関係のところでも、聞いたところによれば、協力はできないと、そういうふうになっているし、東金市自体もきちんとどうしていくのかというのは、こういうふうな言い方をしている。私どもが進めているわけじゃなくて、県が中心になって進めているから何とも言えないですと、そういうふうに答えているんですね。だから、東金市、九十九里町がというより、県がやっぱり進めていることだから、もっと千葉県に対して三次救急のあり方について、今後の財政支援のあり方がはっきりしなければ、やっぱりなかなか相談に乗れないよという形で進めていくことはできないの

かなど。というふうには、その3つをお答え願いたい。

それから、高額介護の合算のことはわかりました。

それから、後期高齢者の健診については、23年度の分は締め切ったから、24年度に入れる形ということと、  
どういうふうに進めていくのかというのは検討してもらいたいし、さっき健診を行っている人の分母の考え方を  
変えていけばそうなるというお話も聞きましたから、そういう方向で改善されていく方向で検討を願いたい。

それから、外国語教育なんですけれども、必修の問題と教え方、それから講師の雇用についてというのと2  
つあるんですけれども、1つは、そのような中で、やはり先生がだんだん忙しくなっている。それも国の  
方向の改善の中でということもあるんですけれども、もう少しその負担を軽くしていくことはできないのかな  
と。そういう意味で、実際に担任の人だけじゃなくて、外国語を話せる人がきちんとそこに配置できるという  
のは、今、大変いいことじゃないのかなと思うんですけれども、もう少し担任の先生のいろいろな仕事を少な  
くしていくことはできないか。

それから、もう一つは、採用のあり方の問題で、結局労働法に準じて契約書等なんか、やっぱり必要になっ  
た場合というんじゃないで、やはりただ契約先の会社とだけじゃなくて、今、派遣の問題とか何かがすごく大  
きな問題となっていますから、きちんと交わす段階で確認をするというふうにしてもらいたいと思うんですけ  
れども、どうでしょうか、お答えください。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

○保健福祉室長（石橋弘道君） 和田議員さんの再質問にお答え申し上げます。

3点ほどございましたけれども、3点に対しまして一括してのご答弁になる形になりますけれども、昨年、  
平成22年12月、千葉県定例議会の代表質問の中で、公立救命救急センターの財政負担についての質問に対し、  
県としては、公立救命救急センターに対する補助金については従前の補助に見合った財政措置がなされていな  
いため、国に十分な財政措置を要望した結果、平成19年度以降、国から民間の救命救急センターとほぼ同様の  
支援措置がなされてきましたけれども、救命救急センターに対する周辺市町村からの支援のあり方については、  
県内市町村の抱える課題やほかの都道府県の状況などを見ながら研究していきたいという答弁をしてございま  
す。

したがって、ほかの地域でも救命救急センターの財政負担について同様の――ほかの地域とは、千葉  
県内ほかですけれども、同様の検討がなされているようなので、いずれにしても、国・県の動向を町長の  
ほうは見守って注視していきたいという考えでいます。

以上でございます。

○議長（松崎剛忠君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 先ほど和田さんが再質で3点ほどおっしゃられました。そのとおりでございます。私の  
知らないことを和田さんは知っていてすばらしいと思うこともございました。そういったふうに、このセン  
ターの立ち上がりからいろいろあるわけですよ。

山武の椎名さんは、成東病院を今、まだ一生懸命に大きくしています。大網病院になっていますから。場所

は東金ですから。最初からそういうあれでね。ですから、県立東金病院をなくすことを県が考えてやったことだから。県に責任がある。それで、たまたま成東とか大網とか長生病院だとか、そういったものを二次医療機関に、わかりやすく言えば、三次より、東金が三次にはならない2.75ぐらいですからね、三近い病院になって、下のもう3つをくっつけるような、そういう医療。医療圏が今、いすみまで入っていますけれども、私に言わせれば、市原と医療圏でする前にはよかったものが、いつの間にかこれはいすみが入って、市原と切れちゃう。これも県の医療審議会で今やっているわけで、知らないということは言えませんが、医療については、そういったふうに圏域も今、たまたま組み替え等もいろいろやっていて、それで、もう椎名さんのところも乗りません、大網も乗りません、こういうことから来ております。

それで、いずれにしても私が出せないと、それはもう国が民間でやるやつ、国の補助金をもらったものには負担はできないんです。もしそれをした場合に、亀田、君津中央、帝京、うちの町民がお世話になっていますよ。だけれども、そこへは一銭も負担していませんから。赤字になったら負担して、こういうところも負担してくれと、そんなふうになるわけですよ。もう、てんで常識では考えられない要望をしているわけですよ、私に言わせれば。

私どもは、この7つの町村は、長生病院をいかによくするかだけなんです。私は、基本的にはそう考えています。ですから、出すと云って、そう簡単にはね。7人も合わないでしょうし、大体、地元の山武のほうが出さないと云うんですよね。これは大変なことになると思います。ですから、現時点では、先ほど申し上げましたように、他へ出す前に、長生病院ができておった。それで、出せないと云うんです。亀田だとか君津だとか帝京にも払わなくちゃいけなくなっちゃう。あそこだけ払えるわけがないですから。一般的に考えて、そう考えます。

ただ、私ども全体の行政を預かる者としては、話し合って、よそが出す、出そうじゃないかというときには、また、皆さんと相談するというので、先ほど言ったことは議会とも相談していきたいと、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎剛忠君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） それでは、和田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

最初に、現場の先生方が忙しくなっているというご認識でいらっしゃることに、大変ありがたく思います。担任の負担がだんだん重くなるのではないかと云うご質問ですけれども、確かに新しく入ってくる活動ですので、当然負担はふえてくるかと思えます。ですけれども、これは学習指導要領に入ってきたものですから、これはやらなくてはいけないものでございますので、これはまた教師の使命でもありますので、頑張ってやっていくことになるわけですが、その負担軽減としまして、外国語講師の活用が一つのものになってくるかと思えます。現在までに既に協力していただいているわけですが、今後、さらに効果的に授業を進めていくにはどうしたらいいかと云うことで考えていきたいと思えます。

もう一つ、教師の負担軽減になるのは、研修かと思えます。先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、今まで研修はやってきました。ですけれども、今後さらに研修を深めて、教師一人一人が自信を持って指導できるように、研修を積極的に進めてまいりたいと考えています。

2つ目の派遣の件ですけれども、労働者派遣法に抵触しないように、そういう方法をとっていきたいと思ひ



ます。ですので、契約の際には、もちろん事前に相談しながら、先ほど必要に応じてと言いましたけれども、盛り込まなくてはならないものでしたら、盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 和田議員さんのご指摘の教員の非常に負担が大きくなるというのは、そのとおり長南町だけではございません。全国のどの学校でも、今、この問題が大きくなって、子供にできるだけ接する時間を多くするという方向で、国を挙げて進めているところであると思います。この問題も突然ということじゃないんですけど、入ってきたわけでありまして。そうしますと、初めての試みの先生というのがほとんどだというふうに思っています。

その負担軽減と、今、課長が話したように、もちろん講師の配置もあるわけですが、研修会等で指導計画だとか授業のつくり方だとか、そういうものもどんどん応援していかないと、先生方が自ら考える時間はとてもありませんので、みんな等にかかってくるという方向の考えもありますし、あと一つは、教育長会のほうでも、郡市、県もありますが、県のほうでも、今、小学校でも専科というのがあるわけです。体育だとか理科だとか、特に教材研究が必要なものについては、専科の教員を置いてやっている学校もあります。ですから、この英語もできればそういう形で実施できればいいのかなとも思いますが、要望としてもそういう方向でまた考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 町長が最後におっしゃったように、三次は必要性はわかりますけれども、やっぱり長生病院を充実させていくために頑張っていきたいですね。頑張っていってもらいたいと思ひます。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） これで、8番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 丸 島 な か 君

○議長（松崎剛忠君） 次に、2番、丸島なか君。

〔2番 丸島なか君登壇〕

○2番（丸島なか君） 2番議席の丸島なかでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

1点目の救急医療情報キットについてお伺いをいたします。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人たちが、かかりつけの医療機関や持病などの医療情報を保管する救急医療情報キットの取り組みが徐々に広がってきております。このキットは、救急隊員が駆けつけたときに、患者本人からの確認が困難な場合にも、保管されている情報をもとに、迅速で適切な処置を可能にするものです。また、救急連絡先を把握でき、家族、身内などに、いち早く連絡、協力も得られます。

このキットは、直径6センチ、長さ22センチの筒状の保管容器で、氏名や血液型、緊急連絡先、かかりつけ医や持病などの医療情報、診察券の写し、健康保険証の写しなどを入れ、わかりやすいように、どの家庭にも

ある冷蔵庫に保管をしておきます。また、地元消防と連携し、配付書簡には、駆けつけた救急隊員にわかるように玄関ドアと冷蔵庫に専用のステッカーを張っておきます。

このキットは、もともと米国・ワシントン州で始まり、国内では東京都港区が2008年に初めて導入をいたしました。県内においては習志野市が、2010年3月より、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人に対し、救急医療情報キットを希望者に無料配付をしているそうです。対象者は、65歳以上の高齢者や障害のある方、健康に不安のある方、さらに災害時には要援護者である方を対象に、市役所や消防署などで申請書を提出すれば受け取ることができるそうです。本町でも救急医療情報キットの事業を行い、1人でも多くの人の命を守っていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

2点目の防災対策についてお伺いをいたします。

2004年に消防法の改正が行われ、すべての戸建て住宅やアパート、マンションなどに住宅用火災警報器の設置義務化が定められました。新築住宅には、2006年9月から設置義務化が定められております。住宅用火災警報器の設置が義務化された背景には、住宅火災による犠牲者は、2003年以降、毎年1,000人を超えており、その6割が65歳以上の高齢者であり、死亡原因の約6割が逃げ遅れによるものだそうです。住宅における火災は、考えている以上に早く拡大し、出火後、炎は数分程度で天井まで達し、一たん燃え広がると、消化器で消し止めたり、避難することが困難になります。しかし、警報器を設置すれば、火災が大きくなる前に、二、三分まで警報などで知らせてくれ、消火や安全な避難が可能となります。実際、警報器が作動したことで大事に至らなかった例も多く聞いております。

警報器は、煙を感知して火災発生を知らせる煙式と、熱を感知して知らせる熱式の2種類があり、耳の不自由な人のために光を発する機器などもあり、音以外の方法で火災を知らせることも可能だそうです。警報音には、ブザー式と「火事ですよ」と知らせる音声式があり、高齢者の場合は音声式がお勧めだそうです。消防庁の調査では、警報器の効果は明らかとのこと。設置場所は、原則1、寝室、2、寝室のある階段、3、台所、4、廊下など、寝室や避難経路となる階段には煙式を、台所には熱式を取りつけるとよいようです。

警報器の全国普及率は、昨年12月時点では63.6%、千葉県では64.3%で、全国平均並みということです。警報器の全国普及率の日本一は仙台市だそうです。この背景には、消防署からの積極的な設置推進への取り組み、さらに、火災に限定されない高い防災意識があるようです。常日ごろから消防署と地域が協力し、防災への取り組みが活発だそうです。仙台市消防局では、町内会での説明会に力を入れ、市内に1,400近くある自治会の約1,100カ所で説明会を開催し、警報器の意義や効果とともに、共同購入による地域のまとめ買いについても提案をし、カラー刷りのパンフレットも全戸に配布したそうであります。昨年12月時点での推計で、88%とのことだそうです。

ここで質問をさせていただきます。我が町においての住宅用火災警報器の設置状況はいかがでしょうか。高齢者のみの世帯、障害者、低所得者の世帯に補助をする考えは、いかがなものでしょうか。また、一括購入と取りつけ事業のお考えは。

今現在、火災が発生すると一斉に防災無線で放送してくれております。町内にいれば放送が聞こえますが、町内にいない場合は全くわかりません。火災情報を希望する人にメール配信するお考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

最後に、防火水槽は、幾つ町内にありますでしょうか。設置数の現状と今後の推進計画をお伺いいたします。

町長さん並びに担当課長の誠意ある前向きな答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 2番、丸島議員さんのご質問にお答えします。

件名では2点でございますが、要旨では4点ほどございますが、お答えしたいと思います。

まず1点目の救急医療情報キット導入についてでございますね。

まず、導入についてでございますが、救急医療情報キットを家庭に備えまして、緊急時に活用されることになれば、これは効果的なものと思われまます。

しかし、広域消防本部に確認いたしましたところ、救急搬送をする際に、救急医療情報キットを備えてある場合で、本人あるいは同居人の同意を得ることなく冷蔵庫からキットを取り出せる場合は、冷蔵庫のドアの外側と玄関にもキットがあることを示すステッカーを張ることで、救急隊員が認識できるとのことでございます。

救急医療情報キットに保管されている情報は、個人情報の最たるものであると認識しておりますので、消防隊員が認識できるということは、訪ねてきたほかの人も認識できるということになります。設置してある高齢者世帯をねらって悪用されることも想定しなければならないと考えますし、情報内容が変更になった場合の更新作業が随時適切に行われるか、あるいは、導入に当たりまして民生委員などの協力を得なければならないなど、十分検討を要するものと思われまますので、現在のところ、導入は時期尚早と考えております。

次に、防火対策の関係で、住宅用火災報知器の設置に当たっては、近年、全国的に住宅火災による犠牲者が増加していることを受け、消防法の改正がなされ、これを受け、広域市町村圏組合では条例改正を行い、既存住宅については平成20年6月1日から設置するよう義務づけたところでございます。

広域消防では、先般、町の公民館において高齢者を対象に説明会を開催したり、今月から町内を無作為に戸別訪問し、住宅用火災報知器の設置調査や設置に関するアドバイスなど、警報器の普及啓発を実施しております。

ご質問の設置率でございますが、調査に入ってから間もないこともあって、設置率が他の自治体と比較して参考になるか判断しかねまます。146件中70件の設置で、48%ございました。これは全国的にも長生管内でも低い数値でございますので、町としては広域消防と相互協力をする中で、町の広報誌、広域の広報誌などで設置するよう周知してまいります。

次に、火災報知器を町として共同購入を推進すること及び高齢者や低所得者等へ補助あるいは取り付け作業の考えがあるかについてのご質問ですが、火災報知器は、安いものでは千数百円から、ホームセンターなど手近な場所で容易に購入することができ、しかも簡単に取り付けが可能でございます。このようなことから、一般町民の世帯に対しては、安価で容易に購入でき、販売店によっては取り付け業者を紹介していただけるということでございますので、町が特定の火災報知器を購入し、それを一般世帯に販売したり、各地域での共同購入を進めることは考えておりまませんので、ご理解いただきたいと存じます。

また、独居老人世帯や高齢者2人世帯については、設置義務や価格、販売店などの情報を得ること、あるい

は設置内容を理解しがたいこと等から、町のホームヘルパーなどが訪問した際、情報提供をしていただき、希望があれば、有料ではございますが、シルバー人材センターを紹介し、取りつけすることも進められます。このような方法以外にも、独居老人、高齢者2人世帯に対し、町では協働を推進している関係で、ボランティアによる取りつけも紹介することも考えております。

また、生活保護世帯におきましては、火災報知器設置申請を行い、業者に取りつけていただいた場合、生活保護費に取りつけ費用までを上乗せし、支給されることとなります。

このようなことで、町では、いずれかの方法を活用していただき、速やかに設置していただけるよう周知してまいります。

次に、火災情報メールの配信についてということですが、携帯電話の世帯普及率は、平成20年時点で96%と高い数値を示しています。

本町では、この高い普及率に着目し、情報伝達的手段として、昨年7月より携帯版のホームページを開設しています。現在、ご質問にありますように、このホームページを活用した情報メールの配信を準備しております。町のホームページから登録された方々への町の情報メールを配信するサービスになりますが、当面は、火災情報と不審者情報に限り配信することを予定しております。

情報メールを配信すること自体は簡単な操作となりますが、火災や不審者情報については、正しい情報を正確に早く配信しなければなりませんので、配信までのあり方を検討してまいります。4月当初には配信サービスを開始する予定でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、3点目の防火水槽の設置状況についてでございますが、22年4月1日現在、町内には防火水槽84基が設置され、地元消防団員には定期的に点検をお願いし、災害時に対処をするよう備えているところです。

また、今後の設置計画でございますが、3カ年実施計画においては、地元要望に基づき、平成25年度に1基の新設を予定しておりますが、地元から防火水槽設置が出された折には、防火水槽の設置基準に照らし合わせ、その必要性などを十分協議し、町の3カ年計画に盛り込んでまいります。

なお、町では、防火水槽以外に、消防水利として、毎年、予算に消火栓2栓分を計上し、各地区に設置し、防火体制を整えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎剛忠君） 2番、丸島なか君。

○2番（丸島なか君） 大変ありがとうございます。

最初に、救急医療情報キットについてですが、個人情報をも本人が自宅で保管できることが好評で、多くの自治体で始まっているようでございます。そして、キットがあったおかげで命が助かったという例も聞いております。本町におきましても、先ほども31.何%という高齢化率が進んでいるわけですので、住民同士のつながりが希薄になってきていると思いますので、緊急時や火災時に支援が必要な人々をどう支えるかというのも、この長南町としては課題だと思います。情報が少なければ、救える命も救えないことも出てくるのではないのでしょうか。救急医療情報キットが身近にあれば安心だと思います。地域、地元消防、また、そういう関係各位のご協力をいただきながら、前向きに実施していただきたいと思います。これは、要望して終わります。

2点目の防災対策ですけれども、今年ももう既に何件もの火災が発生しております。建物火災ではないです

ので、でも油断はできませんけれども、そして、1月末からは不審火が、町長さん、63件ということで発生しており、いまだ犯人も捕まっておりますし、一日も早い犯人逮捕を望むところでございます。

そして、住宅用火災警報器の一括購入なんですけれども、各地域でまとめて購入すれば、割引がきくそうです。そして、悪質な訪問販売の防止にもつながるといことで、各地でそういうことをしているところもあるようです。地域別に購入をして、期限を切って、町から報奨金を出しているような、そういう地域もあるそうです。そして、取り付けが困難な高齢者世帯とかには、1個つけると、例えば300円でいいですよというような、シルバー人材センターの方に安く取り付け作業をお願いしてもらえれば、設置率も向上するのではないのでしょうか。

配信メールにつきましては、何か4月以降ということで、大変ありがとうございます。本当に今、メールの時代ですので、今の文化、今の時代には必要不可欠だと思います。大事な情報機関ですので、こういう火災の事件が頻発しているからこそ、やはりこの地元にいなければわからないし、また、防災無線だけですと、風向きとかで、この間も大体火災が発生すると私のところに1本お電話をくださる方がいて、丸島さん、豊栄駐在所付近だと言っていますと、こういうふうに。この間は何か茗荷沢の駐在所付近という放送だったんですけれども、何かその方は豊栄駐在所なんて、そんな感じでお電話をくださったりして、やはり現場は混乱してしまいますので、町長さんがやっていただけるといことで、大変ありがたく思います。

そして、防火水槽についてですが、消防法第20条第1項に「消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する」とありまして、同第2項には「消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする」とあります。また、消防水利とは、消火栓や防火水槽、河川、池など、消化活動を行う際の水利施設を指します。その中でも消火栓、防火水槽は、普及はほとんど目立たない存在であるわけですが、火災発生時にはなくてはならないもので、町内の防火水槽、消火栓については、消防署の勧告に沿ってきちんと設置されていると思いますけれども、もし不足をしているようであれば、予算のかかることでもありますので、着実に整備を進めていっていただきたいと思います。

また、防火水槽は、震災が起きたときに重要な働きをするそうです。阪神大震災の際は、水道管が寸断されて、火災現場で消火用の水を確保できなかったというお話もお聞きしております。

また、ここの長南町なんですけれども、過去においては昭和16年、まだ皆さん、お生まれになっていなかったかもしれません。昭和16年4月1日に市野々で大火災が発生をして、8軒が全焼したそうです。そして1人死亡で、この8軒の約1,000メートル離れた熊野神社にも飛び火して、神社は全焼したという、災害は忘れたころにやってくるという、そういうこともお聞きしておりますけれども、本当にそういうこともございますので、整備のほうもよろしくお願いをいたしたいと思います。

そして、ちょっと順序があれになっちゃっているんですけれども、補助の関係もわかりました。そして、一括購入は考えていないということですが、もし、そういうふうなあれがありますので、地域ごとにそういうふうにやっていただけるようであれば、そういうふうに進めていただければというふうに思います。法令で義務づけられたからなのはもちろんなんですけれども、重要なことですので、いざというときに逃げ遅れ防止に役立つことこそ強く訴えていくべきではないかなと、そういうふうに思います。

ニュージーランドで22日に震災がありまして、多くの日本人も被災され、安否が心配されているわけであり  
ますけれども、いつ何どき、何が起こるかわかりませんので、安全・安心の町づくりをお願いしまして、私の  
一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎剛忠君） 要望ですね。

○2番（丸島なか君） はい、要望でよろしいです。ありがとうございました。

○議長（松崎剛忠君） これで、2番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

(午前11時54分)

---

○議長（松崎剛忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時01分)

---

#### ◎議案第1号～議案第16号の上程、説明

○議長（松崎剛忠君） 日程第8、議案第1号 長南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についてから  
日程第23、議案第16号 平成22年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題としま  
す。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） それでは、議案第1号 長南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定から議案第16  
号 平成22年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についてでございますが、過疎地域  
の指定による国の財政支援を産業の振興、地域医療の確保、住民の日常的移動のための交通手段の確保など、  
住民が将来にわたり安心して暮らすことのできる社会の実現を図るための事業の財源の受け皿として、基金の  
設置をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 長南町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてでございますが、国の緊急総合経  
済対策として、住民生活にとって大切な分野でありながら、光が十分に当たらなかった分野において、交付金  
が創設されました。町としては、この交付金を新年度に不登校対策における生徒指導や学習指導などに充てる  
ことといたしましたので、基金条例の設置をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてございま  
すが、全農家参加型の営農組合の確立を目指して、耕作放棄地の解消や後継者の育成を図り、地域営農組織の  
施設整備を推進するために、基金条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第4号 長南町過疎地域固定資産税課税免除条例の制定については、本町が平成22年4月1日に

過疎地域自立促進特別措置法の規定により過疎地域に指定されたことに伴い、同法の規定に基づき、製造の事業、情報通信技術利用事業及び旅館業に係る固定資産税を3年間免除することにより、町内の企業等の行う新增設を支援し、また、新たな企業進出を促進し、町の活性化を図ろうとするものでございます。

次に、議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、組合の組織団体である館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、組合規約の一部を改正することについて協議をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、長南町一般職の職員の給与等に関する条例の改正に伴い、7級以上、55歳を超える職員に対する給料等の減額に係る所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額42万円について、平成23年4月から恒久化するための改正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 長南町道路線の変更については、町道85号・86号線、町道須田3号線、町道豊原72号線の道路改良工事の完了に伴う起終点の変更と、これらに接続する町道の起終点の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 長南町一般会計補正予算（第4号）については、平成22年度に計画いたしました事務事業はほぼ順調に推移しており、現在実施中のものにつきましては年度内に終了する見込みでございます。

なお、地域の活性化を図るためのきめ細かな交付金に伴う事業及び坂本・利根里地区の基盤整備事業につきましては、翌年度に繰り越しをさせていただきたく、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

補正概要につきましては、先ほどお話いたしました繰越明許費関係事業のほか、人件費及び事務事業の執行に係る精算、地域農業推進基金、財政調整基金などの積立金を主に計上させていただくものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、防犯灯の設置及び修繕に係る経費、住民基本台帳カードの枚数の増加に伴う作成経費を、民生費では、障害者自立支援法に基づく介護給付費等、扶助費や補装具給付費、国民健康保険及び介護保険特別会計への繰出金のほか、きめ細かな交付金事業として保育所の木造園舎補強事業費を、衛生費では、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種事業に伴う経費及び広域市町村圏組合の保健衛生費負担金の増額補正を、農林水産業費では、農地流動化奨励補助金、水田自給率向上対策事業補助金などの追加補正を、土木費では、きめ細かな交付金事業として2路線の道路改良工事に伴う費用を、教育費では、住民生活に光をそそぐ交付金事業としての図書購入費及び小学校の学習指導要領改正に伴う教師用指導書の購入経費、給食所の分電盤、厨房機器の改修費や小・中学校の児童・生徒用の食器類の購入費を、諸支出金では、新たに条例を制定いたします地域農業推進基金、住民生活に光をそそぐ基金及び過疎地域自立促進特別事業基金に積み立てる経費を、また、歳入におきましては、町税の最終見込み額、国の施策でありますきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金などの国庫補助金、過疎地域に指定されたことによる過疎対策事業債及び普通交付税などの交付金関係の最終見込み額を計上したことにより、財政調整基金などからの繰入金を調整して補正予算を編成したところでございます。

次に、議案第10号 長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、決算を見込む中、歳入においては、保険税、国庫支出金及び療養給付費等交付金の減額並びに繰入金の精算を、歳出では、保険給付費及び老人保健拠出金の減額並びに保健事業費の精算に伴う補正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、決算を見込む中で、保険料及び広域連合への納付金の減額等の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号 老人保健特別会計補正予算（第1号）については、後期高齢者医療の創設に伴い精算を行ってまいりましたが、この3月末をもって2年間の清算期間が終了することになりますので、余剰金を一般会計に繰り出しを行うための最後の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第13号 長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、当初予定していた保険給付費に伸びが見込まれることから、保険給付費の増額のほか、介護予防事業費の精算に伴う減額、平成21年度超過交付となった国・県支出金の返還金について補正をお願いするものでございます。

次に、議案第14号 長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）については、歳出では、主に人件費、光熱水費、委託料の精算に係る減額補正をお願いし、歳入では、事業収入における施設使用料の増額と財政調整基金繰入金の減額をお願いするものでございます。

次に、議案第15号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、圏央道関連工事の遅れに伴う減額補正のほか、前年度からの繰入金を繰り入れる補正をお願いするものでございます。

最後に、議案第16号 長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収入については、工業用のガス使用量及び内管工事件数の減による減額を、また、支出については、原ガス購入費、委託作業費、受注工事費用及び人件費の減額をお願いするものでございます。

以上、議案第1号から第16号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては各担当室長から説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（松崎剛忠君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号及び議案第2号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

〔企画財政室長 荒井清志君登壇〕

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第1号 長南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページ目をお開きください。

過疎法の改正により、本町でも平成22年4月1日より過疎地域の指定を受けることになりました。この改正により、今までは過疎債の対象とならなかった産業の振興、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業、いわゆるソフト事業についても、過疎債の対象事業とすることができるようになりました。ただし、過疎計画に自立促進特別事業として位置づける必要があります。

起債できる額は、町の人口、面積、財政状況を考慮し総務省が算定した額となり、本町では毎年度3,500万



円となり、これを基金に積み立てて、必要に応じてソフト事業の財源として利用することができます。

過疎地域の指定による国の財政支援を町づくりに活用するため、ソフト事業の財源の受け皿として基金の設置をお願いするものでございます。

2ページ目をお願いします。

ここに基金条例を記載してございます。

第1条、設置の目的ですが、長南町における過疎地域の自立促進を図る事業費用に充てるため、長南町過疎地域自立促進特別事業基金を設置するものでございます。

第2条、基金の額ですが、基金として積み立てる額は、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の規定により算定された額の範囲内において、予算で定める額とするものでございます。

第3条、管理ですが、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとするものでございます。

第2項は、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるものとするものでございます。

第4条、運用益金の処理ですが、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとするものとするものでございます。基金から生じた利息等は、基金に積み上げるという内容でございます。

第5条、繰替運用ですが、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるものとするものでございます。

第6条、処分ですが、基金は、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業に要する経費の財源に充てることに限り、その全部または一部を処理することができるものとするものでございます。

第7条、委任ですが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとするものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第2号 長南町住民生活に光をそそぐ基金条例について、内容の説明をさせていただきます。

3ページ目をお願いします。

円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策として、国の補正予算において、地域活性化交付金・住民生活に光をそそぐ交付金が創設されました。この交付金は、住民にとって大切な分野でありながら、光が十分当たらなかった分野に対する取り組みの強化を図ることを目的としております。

市町村では、平成22年度で補正対応し、平成22年度で支出を終了できなかった経費については、平成23年度に繰り越して使用することになります。ただし、賃金、報酬など人件費については、会計年度独立の原則の例外とならないため、平成22年度で支出できなかった経費については、基金を設置し、積み立てて、平成23年度においてはこの基金を原資として予算を編成し、事業を執行することになります。

本町においては、この基金を不登校対策における学習指導業務や学習支援指導の雇用などの人件費に使用するため、基金条例の設置をお願いするものでございます。

4ページ目をお願いします。

長南町住民生活に光をそそぐ基金条例です。

第1条、設置の目的では、これまで住民生活にとって大切な分野でありながら、光が十分当てられてこなかった分野に対する取り組みの強化を図るため、長南町住民生活に光をそそぐ基金を設置するものでございます。

第2条、基金の額では、基金の額は、予算で定める額の範囲内で町長が別に定めるものとするものでございます。

第3条、第5条、第7条につきましては、議案第1号で説明した過疎基金と同文ですので、説明は省略させていただきます。

第4条、基金の経理ですが、基金の経理については、地域活性化交付金により造成した部分とそれ以外の部分を区別して行うこととするものでございます。交付金で積んだものと一般財源から積んだものは区分して経理するという内容のものでございます。

第6条、処分ですが、基金は、その設置目的を達成するために必要な経費財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるものとするものでございます。

附則ですが、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

その次のこの条例の失効では、この条例は、平成25年3月31日限りで、その効力を失う。この場合において基金に残余財産がある場合は、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するというものでございます。

以上で、議案第1号、議案第2号の内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎剛忠君） これで、議案第1号及び議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

政策室長、御園生 明君。

〔政策室長 御園生 明君登壇〕

○政策室長（御園生 明君） それでは、議案第3号 長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

この条例は、町の農業ビジョンといたしまして、全農家参加型による営農組織を目指し、地域営農組織等の設立及び施設整備を推進するため、その財源を基金として積み立て、事業を計画的かつ円滑に推進しようとするものでございます。

第1条、設置の目的でございますが、全農家参加型の法人による営農組合の確立を目指して、耕作放棄地の解消や後継者の育成を図り、地域営農組織等の施設整備を推進するため、長南町地域農業推進基金（以下、「基金」という。）を設置するものでございます。

定義といたしまして、第2条、この条例で「地域営農組織等」とは、次の各号に定めるところによるものでございます。

1号といたしまして、農業法人。

2号といたしまして、小規模営農組合（集落の農業者個人又は農業者世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を受託する任意組織であつて、法人格を有しない団体にあつては規約の定めのある団体）とするものでございます。

3号といたしまして、大規模農家。3ヘクタール以上の農地を経営する者。

4号といたしまして、認定農業者とさせていただきますものでございます。

積み立てといたしまして、第3条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。

管理でございますが、第4条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2号といたしまして、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるものでございます。

運用益金の処理といたしまして、第5条、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとするものでございます。

繰替運用でございますが、第6条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるものとするものでございます。

処分といたしまして、第7条、基金は、施設整備に要する経費に充当する場合に限り、処分することができる。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではないとするものでございます。

委任でございますが、第8条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単なご説明でございましたが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、議案第4号 長南町過疎地域固定資産税課税免除条例の制定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

本条例は、過疎法第31条、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の規定に基づきまして制定をお願いするものでございます。

この条文の内容でございますが、過疎地域内において、製造の事業、情報通信技術利用事業もしくは旅館業の用に供する設備を新設または増設した者について、機械設備、機械及び装置、その事業に係る建物もしくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合もしくは不均一の課税をした場合には、3カ年度

において固定資産税の減収額の75%について交付税措置されるというものでございまして、本条例の根拠となるものでございます。

それでは、第1条の趣旨でございますが、本町において製造の事業及び情報通信技術利用事業または旅館業の用に供する設備を新設または増設した者に対して、地方税法第6条第1項の公益等による課税免除及び不均一課税の規定に基づきまして、固定資産税を免除しようとするものでございます。

なお、情報通信技術利用事業でございますが、情報通信の技術を利用した商品に関する説明や相談の業務あるいは新商品の開発等に必要なる基礎資料を得るための市場調査業務などを行う業務でございます。いわゆるコールセンターと呼ばれているものでございます。

第2条は、定義の規定でございますが、新設または増設により取得・建設した機械及び装置、建物及びその附属設備で、その取得価格の合計額が2,700万円を超えるものを特別償却設備というものでございまして、この額が免除の基準額となるものでございます。

次の第3条、固定資産税の課税免除の規定でございますが、第1条では、前条で規定する特別償却設備及びその敷地である土地に関しても、その取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として家屋の建設に着手した場合には、当該土地に関しても固定資産税を免除できるという規定でございます。

また、第2項では、課税を免除する期間を当該事業の用に供した年の翌年から3カ年度とするものでございます。これは、交付税措置を受けられる期間と同様としたものでございます。

次の第4条、課税免除の申請に係る規定でございますが、第1号は個人の納税義務者について、第2号は法人の納税義務者について、それぞれ申告書の提出期限を、事業の用に供した日の翌年以後の3年のそれぞれ3月15日までとするものでございます。なお、3月15日までに法人町民税確定申告書の提出期限が到来しない法人にあっては、その申告書の提出期限までとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条、課税免除措置の承継の規定でございますが、第1項として、課税免除措置を受けている当該設備等の継承者が同じ事業を継続する場合には、課税免除措置をその継承者に対しても行うことができるものとしてございます。

第2項では、その届け出に関して規定するものでございます。

第6条、調査報告でございますが、課税免除を受けた者に対して、必要な事項について報告を求め、あるいは調査を行うことができる旨の規定でございます。

第7条、課税免除の取り消し等の規定でございますが、第1号として、虚偽等の不正な手段により課税免除を受けたとき。

第2号、課税免除を受けた家屋等を事業の目的に使用しない場合あるいは他の用途に使用したとき。

第3号では、事業を廃止もしくは休止したとき、またはその状況にあると認められるときは、課税免除を取り消して、固定資産税の全部または一部の納付を命ずることができるというものでございます。

第8条、委任では、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めさせていただくものでございます。

次に、附則でございます。

第1項の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、本町が過疎法第2条の規定により過疎

地域として公示されました平成22年4月1日から適用させていただくものでございます。

第2項の失効でございますが、この条例は、過疎法が失効する平成28年3月31日限り、その効力を失うというものでございます。

以上が長南町過疎地域固定資産税課税免除条例の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号及び議案第6号の内容の説明を求めます。

総務室長、田邊功一君。

〔総務室長 田邊功一君登壇〕

○総務室長（田邊功一君） 続きまして、議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、内容の説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

平成23年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議をするに当たりまして、同法290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

では、12ページをお願いいたします。

千葉県市町村総合事務組合同約の一部を次のように改正をお願いするものでございます。

別表第1中、これは規約第2条関係で組合を組織する地方公共団体を規定しておりまして、「館山市及び南房総市学校給食組合」を削除するものでございます。

別表2につきましては、規約第3条関係で組合の共同処理する事務を規定しておりまして、同じく「館山市及び南房総市学校給食組合」を削除するものでございますが、「常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務」「災害補償」「公平委員会」の3件の事務処理を削除するものでございます。

解散後は、南房総市におきましては新しい施設で4月から業務を開始し、館山市におきましては民間へ委託され、それぞれ独自で業務を開始することになります。

なお、館山市及び南房総市学校給食組合が解散することによりまして、県内の一部事務組合は39団体から38団体となり、54市町村並びに広域連合の1団体で、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体は合計で93団体となります。

附則でございますが、平成23年4月1日から施行させていただくものでございます。

続きまして、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

昨年11月の臨時会におきまして、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正をお願いしまして、これに伴いまして改正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

初めに、第1条、職員の育児休業等に関する条例の改正でございますが、附則に4項を加えさせていただく

ものでございまして、第4項は、育児短時間勤務職員等に対し、給与条例附則第30項の規定による読みかえ規定でございます。

この給与条例附則第30項は、給料表の7級以上で55歳を超える職員に対し、給料月額から1.5%を減額しているというものでございまして、育児短時間勤務職員等についても同様に給料月額から1.5%減額するというものでございますが、この給料月額を算出する場合、算出率を乗じて得た額とさせていただくものでございます。また、期末勤勉手当等につきましても、同様に算出率を乗じて得た額とさせていただくものでございます。

通常、職員の1週間当たりの勤務時間は38時間45分でございますが、育児短時間勤務職員は、承認を受ける際、10分の1あるいは8分の1または5分の1など、いずれかの方法で勤務いたしますが、その1週間当たりの勤務時間を通常の1週間当たり38時間45分で割った数値に給料月額を掛けた額に1.5%減額した金額が、育児短時間勤務者の給料月額となるものでございます。

次に、第5項は、育児休業法第17条によって、短時間勤務をさせる場合の取り扱い規定でございまして、やむを得ない事情により育児短時間勤務の承認が失効した職員に、引き続き同一の勤務体制で勤務させる場合は、規則で定めさせていただくというものでございます。

第6項は、短時間勤務職員に対する読みかえ規定でございまして、任期付短時間勤務職員についても、先ほどの第4項と同様、給料月額に算出率を乗じて得た額に1.5%を減額するというものでございます。

下から3行目、第7項でございますが、部分休業をしている職員の給与の読みかえ規定でございまして、部分休業している職員の勤務1時間当たりの給与額につきましても、1.5%相当額を減ずるというものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

第2条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございますが、第1条の職員の育児休業等に関する条例と同様に、給与条例附則第30項の規定により給料が減ぜられている職員に関する読みかえとして、附則に1項を加えさせていただくものでございまして、先ほど同様に7級以上55歳を超え、介護休暇をしている職員の勤務1時間当たりの給与額は、1.5%相当額を減ずるというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただくものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第5号及び議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

○税務住民室長（湊 博文君） 続きまして、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

国民健康保険条例の一部改正につきましては、町長の提案理由でご説明申し上げましたとおり、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に42万円に引き上げられた出産育児一時金の支給額を、この4月から恒久化するための改正の内容となっております。

条文でございますけれども、第7条第1項中の出産育児一時金の支給額を「37万円」から「39万円」に改めさせていただきますのでございます。

なお、この39万円に産科医療補償制度に係る3万円を加えまして42万円となるものでございます。

次の附則第3項を削る内容につきましては、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置の規定を削除させていただくものでございます。

以上が長南町国民健康保険条例の一部改正の内容でございます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

議案第8号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第8号 長南町道路線の変更についてでございます。

18ページをごらんください。

道路法第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり変更をお願いするものでございます。

次のページ、19ページをごらんください。

町道変更路線調書でございます。

1、町道変更路線の内訳でございます。

その他（三級）町道、1ブロック、長南地区でございますが、坂本追堀線でございます。整理番号245、246でございます。2ブロック、豊栄地区でございますが、須田の3路線の変更でございます。整理番号478、487、493でございます。3ブロック、東地区でございます。豊原4路線の変更でございます。整理番号813、814、815、816でございます。合計で9路線の変更でございます。

20ページと21ページをお願いいたします。

今回変更をお願いいたします9路線につきましては、今年度完了いたしました町道坂本85号・86号線、町道須田3号線、町道豊原72号線、3路線の改良工事に伴い、これに接続する町道を含む9路線の起点、終点の地番の表示と、道路延長の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、20ページと21ページに変更内容を新旧対照で記載しております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

なお、変更路線の位置につきましては、図面を議員控室に張らせていただいております。後ほどご確認をいただきたいと思っております。

以上で、議案第8号 道路線の変更についての説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第8号の内容の説明は終わりました。

議案第9号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

〔企画財政室長 荒井清志君登壇〕

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第9号 平成22年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を申し上げます。

今回の補正内容につきましては、事務事業の執行に係る精算見込みと国の緊急経済対策としての地域活性化交付金及び11月末の臨時議会で議決をいただきました職員の給与・手当の制度改正を中心とする補正をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

平成22年度長南町一般会計補正予算（第4号）です。

第1条、第1項ですが、歳入歳出予算の総額に1億9,243万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億9,134万6,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

第2条でございますが、この補正に伴い、繰越明許費を設定させていただくものでございます。

第3条ですが、この補正に伴い、地方債の補正をお願いするものでございます。

それでは、まず6ページ目をお願いします。

第2表、繰越明許費です。

国の補正予算が11月末に成立し、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の2種類の地域活性化交付金が交付されることになりました。補正対応の事業が対象となりますので、きめ細かな交付金事業についてはこの議会で補正をお願いし、すべて繰り越して実施させていただきます。

きめ細かな交付金の事業対象としては、第3款民生費の保育所木造園舎補強工事2,160万円と、一番下の7款土木費の道路改良事業2路線3,000万円、合わせて5,160万円を対象とさせていただきました。5,160万円のうち、きめ細かな交付金は4,160万2,000円となっております。

中段の5款農林水産業費、農山漁村活性化プロジェクト支援事業の繰り越しにつきましては、利根里地区の土地改良事業で実施した境界測量において紛争が生じ、解決に時間を要したため、設計委託などができませんでしたので、事業費2,328万円を繰り越すものでございます。

7ページ目をお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業の原資とするため、過疎対策債の借り上げをお願いするものでございます。全額このための基金に積み立てるものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

17ページ目をお願いします。

各款項で2節給料、3節職員手当及び4節共済費の補正がございますが、職員の給与・手当の制度改正に伴う減額となりますので、説明は省略させていただきます。

まず、1款の議会費と2款総務費の1目一般管理費は、事業の清算による減額でございます。

18ページ目をお願いいたします。

2目文書広報費では、11節需用費で「広報ちょうなん」の印刷製本費に不足が生じることから、22万円の追



加をお願いするものでございます。

5目の財産管理費では、需用費104万円の増額をお願いするもので、又富団地の浄化槽修繕に係る町の負担分の経費でございます。

19ページ目をお願いします。

6目企画費と8目地域振興費は、いずれも事業の清算による減額をお願いするものでございます。

10目諸費では、56万7,000円の追加をお願いするもので、防犯灯の新設10基と修繕、電気料に係る増額でございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費ですが、20ページ目をお願いします、13節委託料で、住民基本台帳ICカード作成委託料として2万6,000円の追加をお願いするものでございます。

5項統計調査費につきましては、事業の清算に伴う補正でございます。

21ページ目をお願いします。

3款民生費、1目社会福祉総務費の中の13節委託料です。利用者がふえたため、129万4,000円の増額をお願いするものでございます。ふれあい委託事業以外は、国が2分の1、県が4分の1の補助となっております。20節の扶助費ですが、介護給付費等扶助で1,183万6,000円の増、補装具給付費で65万9,000円の増をお願いするものでございます。利用者の増加によるもので、国・県の補助対象事業でございます。そのほかは事業の清算に伴う減額となっております。

22ページ目をお願いします。

23節償還金利子及び割引料の40万7,000円につきましては、平成22年度の障害者自立支援給付費等負担金を精算して、国に返却するものでございます。28節繰出金につきましては、社会保障経費の増加傾向が続いており、国保特別会計へ1,229万1,000円を、介護保険特別会計へ335万2,000円、合わせて1,564万3,000円を繰り出すための増額をお願いするものでございます。

2目老人福祉費です。11節の需用費の修繕料については、老人いこいの家のトイレの改修費として20万7,000円の増額をお願いするものでございます。19節の負担金補助及び交付金については、グループホーム上植生の郷の増築に対する建設補助の増額をお願いするものですが、介護施設に対する県補助金の改正があり、上限が2,625万円から3,000万円に引き上がりましたので、これに合わせて375万円の増額をお願いするものでございます。財源はすべて県補助金となります。その他は事業の清算に伴う減額でございます。13節の地域人材育成事業委託料の減額については、この事業を利用して育成を予定しておりましたヘルパーが13名から11名に減ったため、委託料854万8,000円の減額となりました。

4目同和対策費、6目後期高齢者医療費、23ページをお願いします、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費につきましては、いずれも事業の清算に伴う減額でございます。

なお、2目の児童措置費の扶助費の中で、子ども手当の減額が大きくなっておりますが、これは公務員を親に持つ子ども手当は、その所属団体から交付されるため、その分が減額になるものでございます。

3目児童福祉施設費です。11節需用費につきましては、子供の便器であるとか浄化槽、水場の修繕に係る費用として34万3,000円の増額をお願いするものでございます。24ページ目をお願いします。この補正で、保育所木造園舎の補強工事を予定しております。13節の委託料では、実施設計と工事監理で270万円、15節の工事

請負費で、補強工事費として1,890万円の増額をお願いするものでございます。繰越明許費のところの説明させていただきましたが、財源はきめ細かな交付金となり、全額を平成23年度に繰り越すものでございます。18節備品購入費では、消火栓等の買いかえをお願いするものでございます。

4款衛生費1目保健衛生総務費は、事業の清算見込みによる補正でございます。

25ページ目をお願いします。

2目の予防費では、11月に創設された子宮頸がん等ワクチン緊急接種事業を受け、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の3種類のワクチン接種を実施する事業の追加をお願いするものです。7節の賃金で2万2,000円、11節の需用費で74万3,000円、13節の委託料で個別予防接種委託料として221万5,000円の追加をお願いするものです。そのほかにつきましては、事業の清算に伴う減額補正となります。予防費全体では、108万2,000円の減額となったところでございます。

3目母子保健費、26ページをお願いします、4目の健康推進費については、事業の清算に伴う補正をお願いするものでございます。

5目環境衛生費についても事業の清算に伴う減額補正をお願いするものですが、19節の負担金補助及び交付金の中で、合併処理浄化槽設置整備事業補助金413万9,000円の減額になっておりますが、設置見込み数を25基から21基に変更したための減額でございます。

2項清掃費ですが、これは、広域市町村圏組合への負担金の精算に伴う補正をお願いするものでございます。28ページ目をお願いします。

一番上になりますが、3目農業振興費の13節委託料の記述となります。農業振興地域整備計画策定業務委託料230万円の減額は、現在、県の指導のもと、農業委員会において耕作放棄地の実地調査が行われておりますので、これらの調査結果を反映させるため、事業費を全額減額し、改めて23年度で予算を計上し、策定を予定するものでございます。その下の19節負担金補助及び交付金ですが、農地流動化奨励補助金は、農地の集積に対する補助となります。集積実績により141万4,000円を東部営農組合に追加補助するものでございます。同じく19節の中の千葉県水田自給率向上対策事業補助金974万2,000円ですが、平成22年度も県の補助金の交付がありましたので、ブロックローテーションを実施する東部・西部営農組合などに補助するものでございます。財源はすべて県の補助金となります。その次の種子生産組合機械器具整備事業補助金については、コンバインの購入に対し、購入費の5%に当たる30万円の補助を行うものでございます。

5目の畜産業費、6目の農地費については、いずれも事業の清算に伴う補正をお願いするものでございます。

次に、7目のほ場整備費です。29ページ目をお願いします。19節の負担金補助及び交付金では、埴生川Ⅲ期地区促進費補助金が1,915万4,000円の大きな減額となりました。この補助金の財源であります県補助金農林漁村地域活性化事業交付金が、県の資金不足から予定より1,814万円減ったために減額するものです。この減額分については、平成23年度、改めて県から交付されることになっております。

8目農村環境改善センター費では、浄化槽の修繕のため、20万円の増額をお願いするものでございます。

2項の林業費は、事業の清算に伴う補正をお願いするものです。

次に、7款土木費です。30ページ目をお願いします。

2項3目の道路新設改良費をお願いします。15節工事請負費におきまして、町道米満27号線と長南66号線の

道路改良工事費として3,000万円の増額をお願いするものでございます。繰越明許費で説明させていただきましたが、財源は国庫補助金のきめ細かな交付金2,418万7,000円、残りは一般財源となります。すべて23年度に繰り越して実施することになります。その他は事業の清算に伴う減額補正をお願いするものですが、22節補償補填及び賠償金の中で、地方特定道路整備電柱移転補償費180万円の減額は、圏央道の工事の遅れによるものでございます。

4目橋梁新設改良費は、事業の清算に伴う減額補正をお願いするものです。

31ページ目をお願いします。

中ごろになりますが、8款消防費については、広域消防への負担金の精算に伴う減額補正をお願いするものです。

9款教育費、1項教育総務費については、事業の清算に伴う補正をお願いするものです。

32ページ目をお願いします。

2項小学校費、1目の学校管理費については、事業の清算に伴う補正をお願いするものです。

2目の教育振興費では、11節需用費で、教科書の改訂に伴う教師用の指導書等の購入のために361万8,000円の追加をお願いするものでございます。また、18節備品購入費で、1校当たり50万円、計200万円の図書購入費の追加をお願いするものでございます。財源は、全額、国庫補助の住民生活に光をそそぐ交付金となります。その他につきましては清算に伴う補正をお願いするものでございます。

33ページ目をお願いします。

3項中学校費です。

1目学校管理費については、事業の清算に伴うものでございます。

2目の教育振興費の18節備品購入費で、小学校同様50万円の図書購入費をお願いするものです。財源は、同じく住民生活に光をそそぐ交付金、国庫補助金となります。

続きまして、4項社会教育費です。

2目公民館費では、11節の需用費で、トイレの修理等で修繕費が不足することから、97万円の増額をお願いするものでございます。18節備品購入費は、50万円の図書購入費をお願いするもので、財源は、住民生活に光をそそぐ交付金となります。

34ページ目をお願いします。

3目の文化財保護費については、事業の清算に伴う補正をお願いするものです。

5項の保健体育費、2目の給食施設費については、11節需用費で580万円の増額補正をお願いするものでございます。消耗品費として、給食用の食器の劣化に伴う買いかえで278万9,000円、修繕料としまして、配電盤と連続フライヤー等の修理で421万1,000円の増額をお願いするものでございます。

35ページ目をお願いします。

10款災害復旧費につきましては、事業の清算に伴う補正をお願いするものです。

12款の諸支出金、3項基金費です。

1目の財政調整基金費については、21年度の繰越金の2分の1を目標に、8,878万6,000円を積み立てるものでございます。

36ページ目をお願いします。

8目の地域農業推進基金費ですが、農業の振興を目的として総額1億2,000万円を積み立てるものでございます。

9目の住民生活に光をそそぐ基金費では、22年度で交付を受ける国庫補助金のうち、22年度で執行できない事業費分1,110万円を積み立てて、これを財源として23年度で実施するものでございます。

10目の過疎地域自立促進特別事業基金費については、過疎地域の指定に伴い、町の実施する過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎地域内におけるソフト事業についても財源を過疎債とすることができます。本町においては3,500万円となります。この受け皿として、この基金に積み上げ、23年度以降のソフト事業の財源とするものでございます。その他の基金につきましては、利子を積み上げるものでございます。

以上が歳出です。

次に、歳入について説明に入ります。

11ページにお戻りください。

まず、1款の町税ですが、給与所得の減により、個人町民税は840万円の減となりましたが、法人町民税におきましては、やや好調な企業があり、1,340万円の増となりますので、全体で500万円の増額を見込んだところでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、今後の利用見込みから500万円の減額を、8款自動車取得税交付金と9款地方特例交付金につきましては、国・県からの試算から決算を見込み、増額補正をお願いするものでございます。

10款地方交付税では、普通交付税の確定に伴う1億1,227万1,000円の増額をお願いするものでございます。

12款分担金及び負担金です。

1項の分担金については、事業の清算による減額となります。

12ページ目をお願いします。

2項の負担金、1目の民生費負担金の中で、保育料負担金が317万5,000円の減となります。これは保育料の算定基準となります保護者世帯の所得が予想より低くなったためのものでございます。

2目の土木費負担金は、事業の清算による減額となります。

13款から16款までは、歳出の特定財源で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

15ページ目をお願いします。

中ほど、17款寄附金については、3名の方から15万円のふるさと納税の寄附がありましたので、補正をさせていただきますのでございます。

18款の繰入金でございますが、それぞれの基金からの繰り入れは、交付税などの増収によりまして減額することができました。財政調整基金につきましては、取り崩しは8,316万2,000円になったところですが、歳出のほうで8,878万6,000円積み立てることができましたので、結果、財政調整基金は約560万円ふやして終了とすることができました。

16ページ目をお願いします。

6目の老人保健特別会計繰入金につきましては、精算のため残してありましたこの特別会計も役割を終了し、

残金94万8,000円を一般会計に繰り入れるものでございます。

20款の諸収入、4項の受託事業収入につきましては、受託事業の終了に伴う補正をお願いするものでございます。

21款町債につきましては、過疎地域自立促進特別事業の財源とするため、過疎対策事業債3,500万円を借り上げるもので、全額、過疎基金へ積み上げるものでございます。

なお、37ページ以降に給与明細表がありますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議案第9号 平成22年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第9号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後2時30分を予定しております。

（午後 2時16分）

---

○議長（松崎剛忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

---

○議長（松崎剛忠君） 議案第10号から議案第12号までの内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、議案第10号 平成22年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,334万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,793万2,000円とさせていただきます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入からご説明を申し上げますので、7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございますが、第1号補正予算におきまして、前年度の繰越金3,760万円を含めて税の見直しをさせていただいたところでございますが、今回は、決算を見る中で補正をお願いするものでございます。

1項1目一般被保険者国民健康保険税では、課税総所得の減少や被保険者の減によりまして2,660万円の減額をお願いし、2目退職被保険者等国民健康保険税におきましては、被保険者数の増によりまして770万円の

追加をお願いするものでございます。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金でございますが、一般の療養給付費の減によりまして1,389 万1,000円の減額をお願いするものでございます。

3 目特定健康診査等負担金でございますが、交付決定によりまして21万2,000円の追加をお願いし、次の2 項 3 目事業費補助金でございますが、高齢受給者証の発行に係ります経費に対する高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の交付決定によりまして、22万3,000円の追加をお願いするものでございます。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金につきましては、退職分の税を計上したことによりまして、350万円の減額をお願いするものでございます。

次の8 ページをお願いいたします。

6 款県支出、1 項 2 目特定健康診査等負担金でございますが、国分と同様に、交付決定によりまして同額の21万2,000円の追加をお願いするものでございます。

8 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金では、財政調整基金積立金利子7,000円を計上させていただくものでございます。

次の9 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、当初1,000万円の取り崩しを予定しておりましたが、決算を見る中で取り崩しを行わないこととするものでございまして、999万9,000円を減額いたしまして、存目とさせていただくものでございます。

2 目一般会計繰入金でございますが、1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分の444万1,000円の追加、2 節保険基盤安定繰入金保険者支援分の14万8,000円の減額、また、5 節の財政安定化支援事業繰入金の810万9,000 円の追加につきましては、それぞれ保険税の均等割、平等割の減額割合を6割4割から7割5割、2割減額としたことによりまして、その精算の内容でございます。また、3 節職員給与費等繰入金につきましても、人件費の精算に伴いまして11万1,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、9 ページの歳出のご説明を申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございますが、給与改定及び職員の異動に伴いまして11万1,000円の減額をお願いするのとあわせて、財源の更正をお願いするものであります。特定財源の国庫支出金は高齢者医療制度円滑運営事業補助金、その他財源は一般会計からの職員給与費等繰入金でございます。

2 款保険給付費 1 項 1 目一般被保険者療養給付費でございますが、当初では前年度の給付見込みの5%増の想定で編成をさせていただきましたが、現在の見込みでは、やや前年度実績より減で推移するものと見込んでおりますことから、3,190万円の減額をお願いするものでございます。特定財源の国庫支出金は療養給付費等負担金、その他財源は財政調整交付金繰入金及び一般会計繰入金のうちの基盤安定保険者支援分でございます。

2 目退職被保険者等療養給付費でございますが、退職被保険者の増などによりまして300万円の追加をお願いするのとあわせて、財源更正もお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、療養給付費と交付金で350万円の減を、前期高齢者交付金で37万円の増を充当するものでございます。

3 目一般被保険者療養費では、給付件数の増によりまして30万円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの基盤安定繰入金保険税軽減分でございます。

次に、2 項 1 目一般被保険者高額療養費でございますが、やはり給付件数の増によりまして200万円の追加

をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの基盤安定繰入金保険税軽減分でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

2目退職被保険者等高額療養費では、同様の理由によりまして120万円の追加をお願いするものでございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費では、1件分1万円の追加でございます。

次の5項1目葬祭費においては、当初25件分を見込んだところでございますが、残念なことでございますが不足する見込みとなりましたので、7件分35万円の追加をお願いするものでございます。

次の3款後期高齢者支援金等では、財源更正をお願いする内容でございます。特定財源の国県支出金は療養給付費等負担金、その他財源は、一般会計からの基盤安定繰入金の保険者支援金分で214万1,000円、財政安定化支援事業繰入金で293万9,000円の充当でございます。

5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金でございますが、本年度における拠出がないことから、56万1,000円を減額させていただきまして、存目とするものでございます。特定財源の国県支出金は療養給付費等負担金、その他財源は前期高齢者交付金でございます。

次の11ページとまたがっておりますが、6款介護納付金、1項1目介護納付金では、財源更正をお願いする内容でございます。特定財源の国県支出金は療養給付費等負担金、その他財源は一般会計からの財政安定化支援事業繰入金でございます。

次の7款共同事業拠出金、1項2目その他共同事業拠出金におきましても財源更正の内容でございます。特定財源のその他財源は、財産収入でございます。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費でございますが、事業の実績に基づく精算の内容でございます。一般会計への繰入金について637万4,000円の減額をお願いし、あわせて財源更正をお願いするものでございます。特定財源の国・県支出金は、国・県の特定健康診査等負担金でございます。

2項2目の疾病予防費では、人間ドックの利用件数の増によりまして53万円の追加を、繰出金では、各種がん検診等の実績に基づきます精算で、一般会計繰入金について274万3,000円の減額をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの財政安定化事業繰入金でございます。

次に、9款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金でございますが、基金条例の第4条の規定に基づきまして、基金から生じた利息分9,000円を基金に積み立てるものでございます。特定財源のその他財源は、財産収入でございます。

11款諸支出金、次の12ページをお願いいたします。

1項1目一般保険者保険税還付金でございますが、過年度分に係る還付金でございます。所得割の更正あるいは遡及創出に伴いまして94万5,000円の追加をお願いするものでございます。

13ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

続きまして、議案第11号 平成22年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度長南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,270万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,329万1,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入からご説明を申し上げますので、6ページをお願いいたします。

1款1項の後期高齢者医療保険料でございますけれども、決算を見らる中で、792万3,000円の減額をお願いするものでございます。また、あわせまして、徴収形態によりまして特別徴収と普通徴収の徴収を同時に行うものでございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、168万9,000円の減額をお願いするものでございますが、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金及び人間ドック助成繰入金の精算によるものでございます。

3款繰越金、1項1目繰越金では、平成21年度決算によりまして390万7,000円の減額をお願いするものでございます。

4款諸収入、2項1目保険料還付金においては、38万4,000円の追加をお願いするものでございまして、広域連合からの過年度分保険料の還付に要する費用負担でございます。

また、4項1目雑入でございますが、広域連合からの人間ドック助成に係る長寿健康増進事業補助金42万6,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、次の7ページ、歳出でございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金を保険料の減額に合わせまして、1,199万6,000円の減額をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に、3款保健事業費、1項1目の疾病予防費でございますが、71万3,000円の減額をお願いするものでございます。これは人間ドックの助成金でございますが、決算を見込む中で減額をさせていただくものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの人間ドック助成繰入金でございます。

次の4款諸支出金、1項1目保険料還付金につきましては、財源更正をお願いするものでございます。特定財源は、諸収入の保険料還付金でございます。

続きまして、議案第12号 平成22年度長南町老人保健特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度長南町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106万6,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予



算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

なお、本予算につきましては、本年度末に余剰金を一般会計に繰り出しをいたしまして、精算を終了するものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入からご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

5款の繰越金、1項1目繰越金でございますが、6万6,000円の追加をお願いするものでございまして、前年度繰越金の全額を予算に計上させていただくものでございます。

次の7ページ、歳出でございますが、1款の医療諸費、1項1目医療給付費で19万6,000円の減額を、2目医療費支給費で9万8,000円の減額、3目審査支払手数料では1万9,000円の減額を、また、2款の諸支出金、1項1目の償還金におきましては18万1,000円の減額を、3款予備費におきましても38万9,000円の減額をお願いいたしまして、前後いたしますが、2款の諸支出金、2項1目一般会計繰出金に94万9,000円の追加をお願いいたしまして、年度末に精算をさせていただくものでございます。

以上は、議案第10号から議案第12号までの内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第10号から議案第12号までの内容の説明は終わりました。

議案第13号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

〔保健福祉室長 石橋弘道君登壇〕

○保健福祉室長（石橋弘道君） それでは、議案第13号 平成22年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,833万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億92万8,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細により歳出からご説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費で12万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは一般会計補正予算（第4号）と同様に、給与改定に伴う人件費の補正に伴うものでございます。

次に、2款保険給付費でございますが、2,481万5,000円の増額をお願いするものでございます。それぞれ決算を見込む中でお願いするものでございまして、1項介護サービス等諸費につきましては、2,297万1,000円の増額をお願いするところでございます。

3目の施設介護サービス給付費につきましては、入所者の増によりまして3,587万1,000円の増額、4目居宅介護福祉用具購入費につきましては25万円の増額、5目居宅介護住宅改修費につきましては30万円の増額をお願いするところとなりますが、1目居宅介護サービス給付費で110万5,000円の減額、2目の地域密着型サービ

ス給付費で1,220万円の減額、それから、次のページでございますが、6目の居宅介護サービス計画給付費で14万5,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、2項の介護予防サービス等諸費でございますが、249万6,000円の増額をお願いするものでございます。

1目の介護予防サービス給付費で237万9,000円の追加をお願いするほか、4目介護予防住宅改修費で25万円の減額を、5目の介護予防サービス計画給付費では36万7,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、3項のその他諸費、1目審査支払手数料でございますが、介護利用サービスの増により7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、次のページにまたがりませんが、4項1目高額介護サービス費でございますが、支給対象者の増によりまして64万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次の5項1目高額医療合算サービス費でございますが、こちらにつきましては、個人あるいは世帯で、医療と介護を合わせた負担額が一定の額を超えた部分を給付するものでございます。平成21年8月分から平成22年7月分の12カ月分を給付するもので、精算により150万円の増額をお願いするものでございます。

また、6項1目特定入所者介護サービス費でございますが、単価の高いユニット型の利用者が減少しているため、293万5,000円の減額をお願いするものでございます。

2目特定入所者介護予防サービス費でございますが、12万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、3款基金積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金の預金利子の1万4,000円を積み立てるものでございます。

続きまして、4款地域支援事業費でございますが、138万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次のページ、1項1目介護予防事業費におきましては、精算によりまして、委託料関係で127万6,000円の減額をお願いするものでございます。

2項1目包括的支援事業等費11万1,000円の減額につきましては、1款総務費と同様に、人件費等でございます。

続きまして、5款諸支出金、1項3目償還金でございますが、超過交付となりました平成21年度国庫支出金の返還金をお願いするものでございまして、502万4,000円をお願いするものでございます。

9ページ以降は給与明細となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして6ページをお願いしたいと思います。

3款国庫支出金で132万7,000円、4款支払基金交付金で704万8,000円、5款県支出金で570万9,000円につきましては、それぞれの負担率に基づき、増額をお願いするものでございます。

6款1項1目利子及び配当金の1万4,000円は、預金利子でございます。

8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金で、負担率に基づき310万2,000円、2目運営費繰入金で57万8,000円の増額をお願いし、3目地域支援事業繰入金につきましては、負担率に基づき32万8,000円の減額をお願いするものでございます。

また、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の増によりまして180万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、9款1項1目繰越金でございますが、918万3,000円の追加をお願いいたしまして、前年度からの繰越金全額を計上させていただくものでございます。

続きまして、10款諸収入、3項4目雑入でございますが、通所型介護予防事業の利用料につきまして、利用実績によりまして10万2,000円の減額をお願いするものでございます。

以上が平成22年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお祈りします。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第13号の内容の説明は終わりました。

議案第14号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第14号 平成22年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成22年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,311万4,000円とさせていただきますのでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、人件費の3節職員手当等、4節共済費では、12月の給与改定に伴い、減額をお願いしております。

事務所管理の11節需用費は光熱費等の90万円、12節役務費では電話料等の10万円を、精算により減額をお願いするものでございます。

13節委託料の管理料電算処理委託料では、墓所管理料処理の一部を職員が行えたため、50万円の減額をお願いしております。

19節負担金補助及び交付金ですが、財団法人全国日本墓園協会への加入負担金、会費でございますが、今年度は加入を見送ることにより15万円の減額をお願いするものでございます。

23節の償還金利子及び割引料34万6,000円につきましては、返還墓所はありませんでしたので、この減額をお願いするものでございます。

25節積立金でございますが、財政調整基金の利子1万9,000円を財政調整基金に積み立てするものでございます。

次に、2款霊園施設費、1項1目霊園施設費でございますが、園内維持管理のほかに、管理事務所の自動ド

アへの改修工事と外構のり面土砂撤去の災害防除工事を実施させていただきました。18節の備品購入費では、会議室の備品及び管理事務所ホールにある自動給茶機の老朽化のため、新しい機械を購入させていただきました。これらの精算により20万円を減額させていただくものでございます。

歳出合計では、233万6,000円の減額をお願いさせていただくものでございます。

次に、歳入でございます。

前の6ページをごらんいただきたいと思います。

1款事業収入、1項4目施設使用料でございますが、斎場、会議室等の使用料の追加をお願いするものでございます。昨年度に増築、また、改修をさせていただきました会議室の使用が多くなったことから、50万円の増額をお願いしております。

次に、2款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金でございますが、財政調整基金の利子1万9,000円の精算による増額をお願いするものでございます。

4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金でございますが、霊園事業費の精算により1,105万5,000円の減額をお願いするものでございます。

また、5款1項1目繰越金につきましては、21年度分820万円の繰越金の内容でございます。

歳入合計では、233万6,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、平成22年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第14号の内容の説明は終わりました。

議案第15号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、野口喜正君。

〔産業振興室長 野口喜正君登壇〕

○産業振興室長（野口喜正君） それでは、議案第15号 平成22年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、第1条により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,860万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,302万6,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

それでは、内容につきまして歳出よりご説明をさせていただきますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費におきましては4万6,000円の減額をお願いさせていただくもので、この減額につきましては給与改定に伴うものでございます。

2款1項1目施設管理費では、4,855万4,000円の減額をさせていただくもので、減額の内容でございますが、12節役務費におきましては18万9,000円の減額で、中継ポンプの電話料の減でございます。13節委託料では403

万円の減額で、汚水処理場維持管理委託の減と関原地先の圏央道工事の2カ所分が翌年度となったことによるものでございます。15節工事請負費につきましては、圏央道関係の2カ所分の4,433万5,000円の減額をするものでございます。

歳出合計で4,860万円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページにお戻り願いたいと存じます。

2款1項1目1節処理施設利用料では119万9,000円の減額をお願いするものでございまして、豊栄東部地区に新規加入いたしました老人ホームの開設当初の使用料等が、当初見込みより少なかったこと等によるものでございます。

4款繰越金につきましては、前年度繰越金の残金17万9,000円の全額を受け入れるものでございます。

5款諸収入、2項1目1節雑入におきましては、当初予定しておりました圏央道の移設補償費2カ所分について4,758万円の減額をお願いするものでございます。

歳入合計では、4,860万円の減額をさせていただくものでございます。

なお、8ページ以降は給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第15号 平成22年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご可決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第15号の内容の説明は終わりました。

議案第16号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、古山幹雄君。

[ガス事業室長 古山幹雄君登壇]

○ガス事業室長（古山幹雄君） それでは、議案第16号 平成22年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成22年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）は、第1条で、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第2条では、業務の予定量を次のとおり改めるものでございまして、1、供給戸数を4,616戸に、2、年間供給量を728万4,000立方メートルに、3、1日平均供給量を1万9,956立方メートルに改めさせていただくものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

まず、収入でございます。第1款ガス事業収益、既定額5億6,606万5,000円から2,742万4,000円を減額いたしまして、5億3,864万1,000円とさせていただきます。なお、1項、2項、3項のそれぞれの内容につきましては、後ほど補正予算実施計画のほうでご説明させていただきます。

次に、支出でございます。第1款ガス事業費用、既定額が5億6,360万3,000円から2,535万5,000円を減額し、5億3,824万8,000円とさせていただきます。各項の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の不足額の補てん財源を改めさせていただきます。3行目の中ほど、括弧書きになりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,490万円は、過年度分損益勘定留保資金4,500万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,229万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額760万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただくものでございます。

まず収入でございます。第1款資本的収入、既定額が4,135万5,000円から405万7,000円を減額いたしまして、3,729万8,000円とさせていただきますのでございます。

次、支出でございますが、第1款資本的支出、既定額2億1,057万5,000円から837万7,000円を減額し、2億219万8,000円とさせていただきますのであります。各項の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

第5条では、給与費を改めるものでございます。職員給与費、既定額6,251万6,000円から187万1,000円を減額し、6,064万5,000円とさせていただきますのでございます。

次の3ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、平成22年度長南町ガス事業会計補正予算の実施計画でございます。

資本的収入からご説明いたします。

1款ガス事業収益、既定額5億6,606万5,000円から2,742万4,000円を減額し、5億3,864万1,000円とさせていただきますのでございます。

1項1目ガス売上、既定額5億4,712万1,000円から2,240万円を減額いたしまして、5億2,488万1,000円とさせていただきます。これは、一般家庭用の売り上げは、今年の冬の厳しい寒さによりまして増加が見込まれますが、工業用が景気の低迷が続く中、落ち込んでおりまして、また、大口分として株式会社酒悦のラインの増設ということで増を見込んでおりましたが、工事がずれ込んだことなどから当初より減少になったことなどが主な原因でございます。販売見込み量を全体で26万4,000立方メートルほど減とさせていただきます。

2項1目受注工事収益では、内管工事費、既定額から453万円を減額いたしまして、1,355万5,000円とさせていただきます。当初より20件ほどの減を見込んでございます。

3項2目雑収入では、既定額から48万6,000円を減額し、16万円とさせていただきます。折損による修繕工事等の雑収入の減少を見込んでおります。

次に、4ページをお願いいたします。

次の収益的支出では、1款ガス事業費用、既定額5億6,360万3,000円から2,535万5,000円を減額し、5億3,824万8,000円とさせていただきますのであります。

1項1目ガス売上原価を、既定額から1,202万1,000円を減額し、2億9,294万9,000円とさせていただきますのでございます。これは、販売見込み量の減によりまして、原ガス購入代も減となる見込みでございます。

2項供給販売費は、既定額から862万8,000円を減額し、1億7,379万4,000円とさせていただきますのでございます。年度末に向けて精算になります。なお、この中で、20目委託作業費で891万円の減額でございますが、これは、メーター検針の方法をハンディ型の計算機による検針に変えたことによりまして、料金の調定業務を農業管理センターに委託する必要がなくなったことなどによるものでございます。

3項一般管理費は、既定額に6万円を追加いたしまして、3,518万3,000円とさせていただくものでございます。同じく年度末に向けての精算になりますが、人件費では職員の中途退職によります減、そのほか賃借料の増でございます。

次の5ページをお願いいたします。

4項営業雑費用では、既定額から443万4,000円を減額し、1,485万1,000円とさせていただくものでございます。

1目受注工事費用では、431万円を減額するものでございます。内管工事費20件分の減を見込んでおります。そのほかの科目については、精算による減でございます。

5項営業外費用では、既定額から33万2,000円を減額し、1,147万1,000円とさせていただくものでございます。消費税あるいは雑支出の減でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

資本的収入支出の補正予算実施計画でございますが、1款資本的収入、既定額が4,135万5,000円から405万7,000円を減額し、3,729万8,000円とさせていただくものでございます。

2項1目工事負担金の減額であります。圏央道関係の移設補償工事の変更によるものでございます。

次、7ページでございますけれども、1款資本的支出、既定額2億1,057万5,000円から837万7,000円を減額し、2億219万8,000円とさせていただくものでございます。

1項1目工事費、2目固定資産購入費、3目工事負担金のほか人件費でございますが、年度末に向けての精算によるものでございます。

以上が資本的収入支出の内容でございます。

次に、8ページをお願いいたします。資金計画でございます。

真ん中より上の段が受入資金、下の段が支払資金ということになりますけれども、受入資金の既定額8億8,969万6,000円から5,151万4,000円を減額し、8億3,818万2,000円に、支払資金のほうでは、既定額6億4,748万9,000円から3,369万4,000円を減額し、6億1,379万5,000円にさせていただきまして、一番下になります差し引きといたしまして、22年度末の現金の予定額を、右側一番下の2億2,438万7,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。本年3月末の見込みを税抜きで表示させていただいております。

経常利益は、右下から4行目になります279万1,000円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金と合わせまして、一番下の二重線になりますけれども、当年度末未処分利益剰余金は5,409万円の見込みとさせていただくものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部では、一番下、二重線になりますけれども、資産の合計が40億5,943万1,000円の見込みでございます。

次の11ページになります負債の部では、負債合計1億667万6,000円、次に、資本の部では、右側の下から2行目になります資本合計が39億5,275万5,000円、その下の二重線になりますけれども、負債資本合計が40億

5,943万1,000円の見込みとさせていただくものでございます。前のページ、10ページの資産合計40億5,943万1,000円とただいまの負債と資本の合計40億5,943万1,000円となりまして、貸借対照ということになっております。

なお、12ページ、13ページにつきましては、給与費明細書でございます。また、14ページ以降は、補正後の実施計画を長南と睦沢に分けた内容でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、雑駁な説明でございましたけれども、平成22年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松崎剛忠君） これで議案第16号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第16号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8、議案第1号から日程第23、議案第16号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第1号から日程第23、議案第16号までについては、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松崎剛忠君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日2月26日から27日まで、議案熟読等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 異議なしと認めます。

明日2月26日から27日まで、議案熟読等のため休会とすることに決定いたしました。

2月28日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時25分）